

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

条 例

○あいち県民の日条例	第50号	(県民総務課)	3
○個人情報の保護に関する法律施行条例	第51号	(同)	4
○愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例	第52号	(市町村課)	8
○愛知県手数料条例の一部を改正する条例	第53号	(財政課)	13
○愛知県教育委員会教育長給与条例等の一部を改正する条例	第54号	(人事課)	42
○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	第55号	(同)	42
○愛知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	第56号	(企業庁総務課)	78
○愛知県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	第57号	(病院事業庁管理課)	80
○ヤードにおける盗難自動車の解体の防止に関する条例の一部を改正する条例	第58号	(国際捜査課)	81

本号で公布された条例のあらまし

◇あいち県民の日条例 (条例第50号)

- 1 前文を設け、この条例の趣旨を明らかにすることとした。
- 2 県民が、地域の自然、歴史、風土、文化、産業等についての理解と関心を深め、愛知への愛着及び県民としての誇りを持つ契機とするとともに、暮らし、教育、労働、経済、環境等が調和した輝く愛知の実現を期する日として、あいち県民の日を設けることとした。
- 3 あいち県民の日は、11月27日とすることとした。
- 4 県は、あいち県民の日に関する啓発を行うとともに、11月21日から同月27日までの期間において、あいち県民の日の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする事とした。
- 5 県は、事業者及び市町村その他の団体に対し、あいち県民の日の趣旨にふさわしい事業その他の取組の実施について協力を求めるものとする事とした。
- 6 11月21日から同月27日までの期間における公の施設の利用に係る使用料又は当該利用に係る料金で知事が定めるものについては、その全部又は一部を免除することができる事とした。
- 7 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇個人情報の保護に関する法律施行条例 (条例第51号)

- 1 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の規定の範囲内で従前の取扱いと同様となるよう次の事項を定めることとした。
 - (1) 県の機関等 (県の機関 (議会を除く。) 及び県の設立に係る地方独立行政法人をいう。以下同じ。) がする保有個人情報に係る開示決定等の期限について、開示請求があった日から原則として15日以内とする

ること。

(2) 開示請求手数料を0円とすること。

(3) 県の機関等は、県の機関等があらかじめ定めた保有個人情報について、本人から口頭により閲覧の求めがあった場合に閲覧させることができること。

(4) 愛知県個人情報保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項

2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

3 愛知県個人情報保護条例（平成16年条例第66号）を廃止し、必要な経過措置を講ずるほか、次の条例について必要な規定の整備を行うこととした。

(1) 出頭人の費用弁償等に関する条例

(2) 愛知県情報公開条例

(3) 住民基本台帳法施行条例

◇愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例（条例第52号）

1 文化財保護法に基づき貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地における土木工事等のための発掘に関する届出を受理する等の事務を岡崎市及び小牧市に移譲する等市等が処理することとする知事の権限に属する事務の追加等を行うこととした。

2 その他必要な規定の整備を行うこととした。

3 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。ただし、2については、公布の日又は同年3月27日から施行することとした。

◇愛知県手数料条例の一部を改正する条例（条例第53号）

1 新たに行政機関等匿名加工情報提供手数料始め2手数料を徴収することとし、その額を定めることとした。

2 一般旅券査証欄増補手数料を廃止することとした。

3 その他必要な規定の整備を行うこととした。

4 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。ただし、2については同年3月27日から、3については公布の日又は同月27日から施行することとした。

◇愛知県教育委員会教育長給与条例等の一部を改正する条例（条例第54号）

1 県議会の議長、副議長及び議員、知事、副知事、教育長、地方公営企業管理者、病院事業管理者並びに常勤の監査委員の期末手当について、支給割合を100分の165に引き上げることとした。

2 この条例は、公布の日から施行し、令和4年6月1日から適用することとした。

◇職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第55号）

1 給料表の給料月額を引き上げることとした。

2 一般の職員の勤勉手当について、支給割合を100分の100に引き上げることとした。

3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1については令和4年4月1日から、2については同年6月1日から適用することとした。

◇愛知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第56号）

1 新たに審理手続に係る提出書類の写し等交付手数料及び行政機関等匿名加工情報提供手数料を徴収することとし、その額を定めることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、行政機関等匿名加工情報提供手数料に関する部分については、令和5年4月1日から施行することとした。

◇愛知県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第57号）

1 新たに審理手続に係る提出書類の写し等交付手数料及び行政機関等匿名加工情報提供手数料を徴収することとし、その額を定めることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、行政機関等匿名加工情報提供手数料に関する部分については、令和5年4月1日から施行することとした。

◇ヤードにおける盗難自動車の解体の防止に関する条例の一部を改正する条例（条例第58号）

1 道路運送車両法の一部改正により自動車検査証がICカード化され、所有者の情報等が券面に記載されなくなることに伴い、自動車解体業者が自動車を引き取りようとする場合における所有者についての確認の方法を改めることとした。

2 この条例は、令和5年1月1日から施行することとした。

条 例

あいち県民の日条例の制定をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第五十号

あいち県民の日条例

本県は、千八百七十二年十一月二十七日に誕生してから、二千二十二年をもって百五十周年を迎えた。

本県が、我が国屈指の産業力を備えた大都市圏を形成するなど、大きく成長できたのも、先人たちのたゆまぬ努力の賜物である。そうした先人たちの英知を受け継ぎ、次の世代へとつなげていくことは、これからの本県の発展にとって重要である。

このため、県政百五十周年を契機にあいち県民の日を創設し、県民一人一人が、愛知の歩みを振り返りつつ、愛知の魅力を再発見するとともに、次なる時代に向け新たな創造の基盤を積み重ねることで、県民がともに支え合い、希望と誇りを持つことができる愛知の実現を目指し、ここにこの条例を制定する。

(あいち県民の日)

第一条 県民が、地域の自然、歴史、風土、文化、産業等についての理解と関心を深め、愛知への愛着及び県民としての誇りを持つ契機とするとともに、暮らし、教育、労働、経済、環境等が調和した輝く愛知の実現を期する日として、あいち県民の日を設ける。

2 あいち県民の日は、十一月二十七日とする。

(県の事業等)

第二条 県は、あいち県民の日に関する啓発を行うとともに、十一月二十一日から同月二十七日までの期間において、あいち県民の日の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

2 県は、事業者及び市町村その他の団体に対し、あいち県民の日の趣旨にふさわしい事業その他の取組の実施について協力を求めるものとする。

(使用料等の免除)

第三条 知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者若しくは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第九条第四号に規定する公共施設等運営権者（以下「知事等」という。）は、前条第一項に規定する期間における公の施設の利用に係る使用料又は当該利用に係る料金で、知事が定めるもの（以下「対象使用料等」という。）について、当該対象使用料等に係る条例の規定にかかわらず、その全部又は一部を免除することができる。

2 知事等は、前項の規定による免除をしようとするときは、あらかじめ、当該免除の内容を公表しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

個人情報の保護に関する法律施行条例をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第五十一号

個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）の規定に基づき、法第八十二条各項の決定の期限、口頭による保有個人情報の閲覧の求め、愛知県個人情報保護審議会の組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 県の機関等 県の機関（議会を除く。以下同じ。）及び県の設立に係る地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）をいう。
- 二 保有個人情報 法第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。

(開示決定等の期限)

第三条 県の機関等がする法第八十二条各項の決定については、法第八十三条第二項中「三十日」とあるのは「十五日」と、法第八十四条中「六十日」とあるのは「四十五日」とする。

(開示請求に係る手数料の額及び写しの作成等に要する費用の負担)

第四条 法第八十九条第二項の条例で定める額は、零円とする。

2 法第八十七条第一項の規定に基づき、文書又は図画について写しの交付の方法により開示を受ける者にあつては当該写しの作成及び送付に要する費用を、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。）について同項本文に規定する方法により開示を受ける者にあつては写しの交付及び送付に準ずるものとして県の機関等の規則（県の機関等の規程を含む。以下同じ。）で定めるものに要する費用を負担しなければならない。

(口頭による保有個人情報の閲覧の求め)

第五条 県の機関等は、保有個人情報（本人に閲覧させることによつて、当該本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるものを除く。）のうち県の機関等が明らか

じめ定めた保有個人情報について本人から口頭により閲覧の求めがあつた場合においては、当該保有個人情報を閲覧させることができる。

- 2 前項の規定による閲覧の求めをする者は、県の機関等の規則で定めるところにより、当該閲覧の求めに係る保有個人情報の本人であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 前二項の規定は、当該保有個人情報について法第七十六条第一項の規定による開示の請求をすることを妨げるものではない。

(審議会への諮問)

第六条 県の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づき意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、愛知県個人情報保護審議会に諮問することができる。

- 一 この条例の改廃の立案をしようとする場合
- 二 法第六十六条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により講ずる措置の基準を定め、変更し、又は廃止しようとする場合
- 三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二十八条第一項に規定する評価書に記載された同法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報保護評価に関する規則(平成二十六年特定個人情報保護委員会規則第一号)第七条第四項の規定により意見を聴く場合
- 四 県の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の基準を定め、変更し、又は廃止しようとする場合

(愛知県個人情報保護審議会)

第七条 愛知県個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)は、法第百五条第三項において読み替えて準用する同条第一項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するほか、前条の規定による諮問に応じ個人情報の適正な取扱いに関する事項について調査審議する。

- 2 審議会は、委員七人以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験のある者のうちから知事が任命する。
- 4 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審議会の調査審議の手続)

第八条 審議会は、法第百五条第三項において読み替えて準用する同条第一項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問庁(同項の規定

により審議会に諮問をした県の機関等をいう。以下この条において同じ。)に対し、審査請求に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審議会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。
- 3 審議会は、第一項に規定する調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。
- 4 審議会の行う第一項に規定する調査審議の手続は、公開しない。

(規則への委任)

第九条 前二条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(法の施行の状況の公表)

第十条 知事は、県の機関等に対し、法の施行の状況について報告を求めることができる。

- 2 知事は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

(罰則)

第十一条 第七条第六項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(愛知県個人情報保護条例の廃止)

- 2 愛知県個人情報保護条例(平成十六年愛知県条例第六十六号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(旧条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 次に掲げる者に係る旧条例第十一条又は第十二条第三項(旧条例第十二条第四項において準用する場合を含む。)の規定によるその職務又は事務若しくは業務に関して知り得た旧条例第二条第二号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後も、なお従前の例による。

一 この条例の施行の際現に旧条例第二条第一号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であつた者

二 施行日前において旧実施機関から委託を受けた旧個人情報を取り扱う事務に従事していた者

三 施行日前において旧実施機関が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者に行わせていた公の施設の管理の業務に従事していた者

- 四 施行日前において旧実施機関が国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の三第一項に規定する指定公立国際教育学校等管理法人に行わせていた同項に規定する公立国際教育学校等の管理の業務に従事していた者
- 4 施行日前に旧条例第十五条、第二十九条第二項若しくは第三項又は第三十七条第一項若しくは第二項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 5 附則第三項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第二条第五号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を含む情報の集合物であつて一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 6 附則第三項各号に掲げる者が、その事務又は業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 7 この条例の施行の際現に旧条例第四十五条第一項の規定により置かれた愛知県個人情報保護審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、施行日に、第七条第三項の規定により審議会の委員に任命されたものとみなし、その任期は、同条第四項の規定にかかわらず、旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 8 施行日前に旧条例第四十三条の二第一項の規定により旧審議会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、審議会にされた諮問とみなす。この場合において、当該諮問に係る調査審議の手続は旧条例の規定の例によるものとし、当該諮問について旧審議会がした調査審議の手続は審議会がした調査審議の手続とみなす。
- 9 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者又は施行日前において旧審議会の委員であつた者に係る旧条例第四十五条第六項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。
- 10 施行日前にした行為（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）附則第十条第一項に規定する行為を除く。）並びに附則第四項及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- （出頭人の費用弁償等に関する条例の一部改正）
- 11 出頭人の費用弁償等に関する条例（昭和二十八年愛知県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二十号を削り、第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、第十七号を

第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第百六条第二項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十四条の規定により個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年愛知県条例第五十一号）第七条第一項に規定する愛知県個人情報保護審議会が
 適当と認めて出頭を求めた者

（愛知県個人情報公開条例の一部改正）

12 愛知県情報公開条例（平成十二年愛知県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第三項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報から削除した同法第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号

第九条中「第七条第一号」の下に「及び第二号の二」を加える。

第十八条第一号中「法令」の下に「（個人情報の保護に関する法律を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「（愛知県個人情報保護条例（平成十六年愛知県条例第六十六号）を除く。以下同じ。）」を削る。

（住民基本台帳法施行条例の一部改正）

13 住民基本台帳法施行条例（平成十四年愛知県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「愛知県個人情報保護条例（平成十六年愛知県条例第六十六号）第四十五条第一項」を「個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年愛知県条例第五十一号）第七条第一項」に改める。

愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第五十二号

愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例

愛知県事務処理特例条例（平成十一年愛知県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二の三の項中「名古屋市」を削る。

別表第三の一の項中「平成元年外務省令第十一号」を「令和四年外務省令第十号」に改め、同項（四）中「人違いでない」を「本人である」に、「これを」を「これらを」に、「第二条第三項」を「第五条第四項」に改め、同項（七）を削り、同項（六）中「第八条第二項」を「第八条第三

項」に、「第七条第三項」を「第十一条第三項」に改め、同項(六)を同項(七)とし、同項(五)中「及び第十二条第三項」を削り、同項中(五)を(六)とし、(四)の次に次のように加える。

(五) 法第三条第五項の規定により現有旅券を確認すること。

別表第三の一の項(九)中「人違いでない」を「本人である」に、「これを」を「これらを」に、「第十五条第三項」を「第十八条第六項」に、「第二条第三項」を「第五条第四項」に改め、同項(十二)中「第三条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)」を「第七条第一項」に改め、「又は査証欄の増補」を削り、同項(十三)中「第三条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)」を「第七条第二項後段」に改め、「書類又は」及び「(十二)の申請をする場合に係るものに限る。」を削り、同項(十六)中「第十一条第三項第四号」を「第十四条第三項第四号」に、「適当な者」を「適当である」に改め、同項(十六)を同項(十八)とし、同項(十五)中「第十一条第二項第三号」を「第十四条第二項第三号」に、「困難な者」を「困難である」に改め、同項(十五)を同項(十七)とし、同項(十四)中「第七条第五項(省令第十四条第三項において準用する場合を含む。)」を「第十一条第四項」に改め、「渡航先の追加をした一般旅券を交付する場合に係るものを除く。」を削り、同項中(十四)を(十五)とし、(十五)の次に次のように加える。

(十六) 省令第十四条第一項ただし書の規定により旅券面への署名を求め
ること。

別表第三の一の項(十三)の次に次のように加える。

(十四) 省令第七条第五項後段(省令第十七条第四項において準用する場
合を含む。)の規定により書類の提示又は提出を求めること。

別表第三の一の項に次のように加える。

(十九) 省令第十七条第二項の規定により書類の提示又は提出を求めるこ
と。

(二十) 省令第十八条第五項の規定により書類の提示又は提出を求めるこ
と。

別表第三中九の項を十一の項とし、六の項から八の項までを二項ずつ繰り下げ、同表の五の項中(七)及び(八)を削り、「名古屋市」の下に「及び四の項の下欄に掲げる市」を加え、同項を同表の七の項とし、同表の四の項を同表の五の項とし、同項の次に次の一項を加える。

六 文化財保護法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、
次に掲げるもの

(一) 法第百八十八条第一項の規定により知事を経由して文部科学大臣又
は文化庁長官に提出される書類及び物件を受け付けること。

(二) 法第百八十八条第三項の規定により知事を経由して文部科学大臣又
は文化庁長官が告知する処分に係る通知書を交付すること

各市町村(名
古屋市を除
く。)

別表第三の三の項の次に次の一項を加える。

四 文化財保護法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、
次に掲げるもの

岡崎市及び小
牧市

- (一) 法第九十二条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定により土木工事等のための発掘に関する届出を受理すること。
- (二) 法第九十二条第二項の規定により土木工事等のための発掘に関し必要な事項を指示すること。
- (三) 法第九十六条第一項の規定により遺跡の発見に関する届出を受理すること。
- (四) 法第九十六条第二項及び第七項の規定により行為の停止又は禁止を命ずること。
- (五) 法第九十六条第五項及び第七項の規定により同条第二項の期間を延長すること。
- (六) 法第九十六条第八項の規定により遺跡の保護上必要な指示をすること。

別表第五の二の項中 (八) を (十) とし、(五) から (七) までを二号ずつ繰り下げ、(四) の次に次のように加える。

- (五) 法第五十九条第七項の規定により参考となるべき情報の提供を求めること。
- (六) 法第五十九条第九項の規定により同条第五項の命令をした旨を公表すること。

別表第五中十二の項を十三の項とし、五の項から十一の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の四の項中「法」という。)の下に「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)」を加え、「(以下この項において「法人」という。)」を「又は一般社団法人」に改め、同項(一)中「法人」を「社会福祉法人」に改め、同項中(三十一)を(四十八)とし、(三十七)を(四十七)とし、(二十九)を(三十)とし、(三十)の次に次のように加える。

- (三十一) 法第二百五十五条の規定により社会福祉連携推進法人の認定をすること。
- (三十二) 法第二百二十九条の規定により社会福祉連携推進認定をした旨を通知し、及び公示すること。
- (三十三) 法第三百三十九条第一項の規定により社会福祉連携推進法人の定款の変更の認可をすること。
- (三十四) 法第三百三十九条第三項の規定により社会福祉連携推進法人の定款の変更の届出を受理すること。
- (三十五) 法第四百十条の規定により社会福祉連携推進法人の社会福祉連携推進方針の変更の認定をすること。
- (三十六) 法第四百十一条において準用する法第四十六条第三項の規定により社会福祉連携推進法人の解散の届出を受理すること。
- (三十七) 法第四百十一条において準用する法第四十七条の五の規定により社会福祉連携推進法人の清算の終了の届出を受理すること。
- (三十八) 法第四百十二条の規定により代表理事の選定及び解職の認可をすること。
- (三十九) 法第四百十三条第一項において準用する法第四十五条の六第二項の規定により一時役員又は代表理事の職務を行つべき者を選任すること。
- (四十) 法第四百十三条第二項の規定により読み替えて適用する一般社団

法人及び一般財団法人に関する法律第百条の規定により報告を受理すること。

(四十一) 法第百四十四条において準用する法第五十六条第七項の規定により社会福祉連携推進法人の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員了解職を勧告すること。

(四十二) 法第百四十四条において準用する法第五十九条の規定により一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百二十九条第一項に規定する計算書類等及び法第百三十八条第一項において準用する法第四十五条の三十四第二項に規定する財産目録等の届出を受理すること。

(四十三) 法第百四十五条第二項及び第二項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消すこと。

(四十四) 法第百四十五条第三項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消した旨を公示すること。

(四十五) 法第百四十五条第五項において準用する公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)第二十九条第六項の規定により名称の変更の登記を嘱託すること。

(四十六) 法第百四十六条第四項の規定により社会福祉連携推進目的取得財産残額等を通知すること。

別表第五の四の項(二十八)中「の規定」を「(法第百四十四条において準用する場合を含む。)の規定」に改め、同項(二十八)を同項(二十九)とし、同項(二十七)中「の規定」を「(法第百四十四条において準用する場合を含む。)の規定」に改め、同項(二十七)を同項(二十八)とし、同項(二十六)中「法人」を「社会福祉法人」に改め、同項(二十六)を同項(二十七)とし、同項(二十五)中「法人」を「社会福祉法人」に改め、同項(二十五)を同項(二十六)とし、同項(二十四)中「法人」を「社会福祉法人」に改め、同項(二十四)を同項(二十五)とし、同項(二十三)中「の規定」を「(法第百四十四条において準用する場合を含む。)の規定」に改め、同項(二十三)を同項(二十四)とし、同項(二十二)中「の規定」を「(法第百四十四条において準用する場合を含む。)の規定」に改め、同項(二十二)を同項(二十三)とし、同項(二十一)中「の規定」を「(法第百四十四条において準用する場合を含む。)の規定」に改め、同項(二十一)を同項(二十二)とし、同項(二十)中「の規定」を「(法第百四十四条において準用する場合を含む。)の規定」に改め、同項(二十)を同項(二十一)とし、同項(十九)中「法人」を「社会福祉法人」に改め、同項(十九)を同項(二十)とし、同項(十八)中「法人」を「社会福祉法人」に改め、同項(十八)を(十九)とし、(十七)を(十八)とし、(十六)を(十七)とし、同項(十五)中「法人」を「社会福祉法人」に改め、同項(十五)を同項(十六)とし、同項(十四)中「法人」を「社会福祉法人」に改め、同項(十四)を同項(十五)とし、同項(十三)中「法人」を「社会福祉法人」に改め、同項(十三)を同項(十四)とし、同項(十二)中「法人」を「社会福祉法人」に改め、同項(十二)を同項(十三)とし、同項(十一)中「法人」を「社会福祉法人」に改め、同項(十一)を同項(十二)とし、同項(十)中「の規定」を「(法第百四十一条において準用する場合を含む。)の規定」に改め、同項(十)を同項(十一)

とし、同項（九）中「の規定」を「（法第百四十一条において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同項（九）を同項（十）とし、同項（八）中「法人」を「社会福祉法人」に改め、同項（八）を同項（九）とし、同項（七）中「法人」を「社会福祉法人」に改め、同項（七）を同項（八）とし、同項（六）中「法人」を「社会福祉法人」に改め、同項（六）を同項（七）とし、同項（五）中「法人」を「社会福祉法人」に改め、同項中（五）を（六）とし、（四）の次に次のように加える。

- （五） 法第四十五条の十七第三項において準用する法第四十五条の六第二項の規定により理事長の職務を行うべき者を選任すること。

別表第五中四の項を五の項とし、三の項を四の項とし、二の項の次に次の一項を加える。

三 児童福祉法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- （一） 法第二十一条の五の十五第二項及び第二項の規定により法第二十一条の五の三第一項の指定をすること。
- （二） 法第二十一条の五の十六第二項の規定により法第二十一条の五の三第一項の指定の更新をすること。
- （三） 法第二十一条の五の十七第二項ただし書の規定により別段の申出を受理すること。
- （四） 法第二十一条の五の十七第五項の規定により事業の廃止又は休止の届出を受理すること。
- （五） 法第二十一条の五の二十第二項の規定により法第二十一条の五の三第一項の指定の変更をすること。
- （六） 法第二十一条の五の二十第三項の規定により事業所の名称等の変更又は事業の再開の届出を受理すること。
- （七） 法第二十一条の五の二十第四項の規定により事業の廃止又は休止の届出を受理すること。
- （八） 法第二十一条の五の二十二第二項の規定により報告等を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対し質問させ、若しくは事業所等に立ち入り、設備等を検査させること。
- （九） 法第二十一条の五の二十三第一項の規定により同項各号に定める措置をとるべきことを勧告すること（指定障害児通所支援事業者に係るものに限る。（十）から（十三）まで及び（十七）から（二十）までにおいて同じ。）。
- （十） 法第二十一条の五の二十三第二項の規定により勧告に従わなかった旨を公表すること。
- （十一） 法第二十一条の五の二十三第三項の規定により勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- （十二） 法第二十一条の五の二十三第四項の規定により命令をした旨を公示すること。
- （十三） 法第二十一条の五の二十三第五項の規定により通知を受理すること。
- （十四） 法第二十一条の五の二十四第一項の規定により法第二十一条の五の三第一項の指定を取り消し、又はその全部若しくは一部の効力を停止すること。

大府市

- (十五) 法第二十一条の五の二十四第二項の規定により通知を受理すること。
- (十六) 法第二十一条の五の二十五の規定により法第二十一条の五の三第一項の指定をした旨等を公示すること。
- (十七) 法第三十三条の十八第一項の規定により情報公表対象支援情報の報告を受理すること。
- (十八) 法第三十三条の十八第二項の規定により報告の内容を公表すること。
- (十九) 法第三十三条の十八第三項の規定により報告の内容について調査を行うこと。
- (二十) 法第三十三条の十八第四項の規定により報告を行うこと等を命ずること。
- (二十一) 法第三十三条の十八第六項の規定により指定障害児通所支援事業者の指定を取り消し、又はその全部若しくは一部の効力を停止すること。

別表第十一の二の項中「大府市」の下に「、知多市」を加える。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表第五の二の項の改正規定は公布の日から、別表第三の一の項の改正規定は同年三月二十七日から施行する。

愛知県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第五十三号

愛知県手数料条例の一部を改正する条例

愛知県手数料条例（平成十二年愛知県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに」を「、個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第九十九条第三項及び第四項並びに」に改める。

第四条第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

一 別表第十八行政機関等匿名加工情報提供事務の項に規定する手数料 知事が指定するとき。

第七条第一項中「別表第一愛知県行政不服審査会関係文書交付事務の項に規定する手数料及び」を削り、「に規定する手数料を」を「及び調査審議関係文書交付事務の項に規定する手数料を」に改め、同条第二項中「は、」を「又は愛知県個人情報保護審議会は、」に、「別表第一愛知県行政不服審査会関係文書交付事務の項」を「別表第十八調査審議関係文書交付事務の項」に改める。

別表第一中「、第七条」を削り、同表愛知県行政不服審査会関係文書交付事務の項及び備考を削る。

別表第三一般旅券発給事務の項を次のように改める。

第一号三五律年十成（律る関上の性消ギネの築（築合はは体物建 一条十）十第法七二平 法すに向能費ル工物建物建復又全築	のるに住及全築は体物建 も係戸び体物建又全築	以上数一 上の三の も百総 の一戸	一件につき	一八六、一〇〇
	以下数一 の上が棟 の三二の の百百総 以一戸	一件につき	一七四、四〇〇	
	の上数一 の二が棟 の百の 以一総 下以戸	一件につき	一三八、一〇〇	
	の以数一 の上が棟 の百五の 以十総 下一戸	一件につき	八七、三〇〇	
	以下数一 の上が棟 の五二の の十十総 以六戸	一件につき	四八、八〇〇	
	下上数一 の二が棟 の十の の五一総 以以戸	一件につき	二九、一〇〇	
	の十数一 以上が棟 下六の の以総 も上戸	一件につき	一七、五〇〇	

第一号三五律年十成（律る関上の性消ギネの築（築合はは体物建 一条十）十第法七二平 法すに向能費ル工物建物建復又全築	一棟の総戸	一七、五〇〇	
	の十数一 以上が棟 下六の の以総 も上戸	一件につき	一七、五〇〇
	の五数一 以上が棟 下二の の以総 も上戸	一件につき	一〇、三〇〇
	が一棟の戸の数	一件につき	五、一〇〇

<p>平ル平合の非 方を方計床住 メ超メが面宅 ト千ト百の分</p>	<p>のル平合の非 以方計床住 内メが面宅 のト百の分</p>	<p>以数一 上が棟 の三の も百総 の戸</p>	<p>下以数一 の上が棟 も三二の の百百総 以一戸</p>	<p>の上数一 も二が棟 の百百の 以一総 下以戸</p>	<p>の以数一 も上が棟 の百五の 以十総 下一戸</p>	<p>下以数一 の上が棟 も五二の の十十総 以六戸</p>	<p>下上数 の二が も十 の五 以一以</p>
<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>
<p>一七、九〇〇</p>	<p>一〇、三〇〇</p>	<p>一七四、四〇〇</p>	<p>一三八、一〇〇</p>	<p>八七、三〇〇</p>	<p>四八、八〇〇</p>	<p>一九、一〇〇</p>	<p></p>

に

も係分宅非物建復 のるに部住の築合		のル以内のもの		
のル平を方合の非 以方超メ計床住 内メえ1が面宅 の1二ト千積部 もト千ル平の分	一件につき		二九、一〇〇	
もト千ル平合の非 のル平を方計床住 以方超メが面宅 内メえ1二積部 の1五ト千の分	一件につき		八七、三〇〇	
もト万ル平合の非 のル平を方計床住 以方超メが面宅 内メえ1五積部 の1一ト千の分	一件につき		三三、一〇〇	
内メ万ル平合の非 の1五を方計床住 もト千超メが面宅 のル平え1一積部 以方二ト万の分	一件につき		一七、四〇〇	
超メ五合の非 え1千計床住 もト平が面宅 の二積部 を方万の分	一件につき		二二、八〇〇	

も戸申 の数請 がに 一係 のる	一件につき		三七、一〇〇	
も上戸申 の五数請 以がに 下二係 の以る	一件につき		七四、九〇〇	
も上戸申 の十数請 以がに 下六係 の以る	一件につき		一〇、五、四〇〇	
申 請に 係る				

のるに住宅及び全築は体物建も係戸び体物建又全築		のるにの住も係み戸	
一棟の総戸			
の上数が二の百の一以下	一件につき	の下が二の百の一以下	一件につき
の上数が二の百の一以下	一件につき	の下が二の百の一以下	一件につき
の上数が二の百の一以下	一件につき	の下が二の百の一以下	一件につき
の上数が二の百の一以下	一件につき	の下が二の百の一以下	一件につき
の上数が二の百の一以下	一件につき	の下が二の百の一以下	一件につき
の上数が二の百の一以下	一件につき	の下が二の百の一以下	一件につき
の上数が二の百の一以下	一件につき	の下が二の百の一以下	一件につき
の上数が二の百の一以下	一件につき	の下が二の百の一以下	一件につき
の上数が二の百の一以下	一件につき	の下が二の百の一以下	一件につき
の上数が二の百の一以下	一件につき	の下が二の百の一以下	一件につき
の上数が二の百の一以下	一件につき	の下が二の百の一以下	一件につき
の上数が二の百の一以下	一件につき	の下が二の百の一以下	一件につき
の上数が二の百の一以下	一件につき	の下が二の百の一以下	一件につき
の上数が二の百の一以下	一件につき	の下が二の百の一以下	一件につき
の上数が二の百の一以下	一件につき	の下が二の百の一以下	一件につき
の上数が二の百の一以下	一件につき	の下が二の百の一以下	一件につき
の上数が二の百の一以下	一件につき	の下が二の百の一以下	一件につき
の上数が二の百の一以下	一件につき	の下が二の百の一以下	一件につき
の上数が二の百の一以下	一件につき	の下が二の百の一以下	一件につき
の上数が二の百の一以下	一件につき	の下が二の百の一以下	一件につき
の上数が二の百の一以下	一件につき	の下が二の百の一以下	一件につき

を

		以下数が の上が も三三 の百二 の一	一件につき	五四二、一〇〇
		以数一 上が棟 の三の も百三 の一	一件につき	六三六、五〇〇
工物築建が部全の分部宅住非	のル平合の非 以方計床住 内メが面宅 の一三積部 もト百の分	が一 棟の も戸 の数	一件につき	三七、一〇〇
		の五数一 以が棟 下二の の以三 も上戸	一件につき	七四、九〇〇
		の十数一 以が棟 下六の の以三 も上戸	一件につき	一〇五、四〇〇
		下上数一 の二が棟 も十の の五三 以一	一件につき	一四八、三〇〇
		下以数一 の上が棟 も五二の の十三 以一	一件につき	一一三、〇〇〇
		の以数一 も上が棟 の百五の 以十三 下一	一件につき	三〇五、一〇〇
		の上数一 も二が棟 の百二の 以一三 下以	一件につき	四一三、五〇〇
		下以数一 の上が棟 も三二の の百三 以一	一件につき	五四二、一〇〇
		以数一 上が棟 の三の も百三 の一	一件につき	六三六、五〇〇
			一件につき	九五、〇〇〇

合復 とういとー令省準基法ネエ省物築建ーていおに表のこ下以 °号一第令省通交土国 `省業産濟経年八十二成平へ令省るめ定を等準基能性費消ーギルネ				
もト万ル平合の非 のル平を方計床住 以方超メが面宅 内メえー五積部 のート千の分	もト千ル平合の非 のル平を方計床住 以方超メが面宅 内メえー二積部 のート千の分	もト千ル平合の非 のル平を方計床住 以方超メが面宅 内メえー二積部 のート千の分	のル平を方合の非 以方超メ計床住 内メえーが面宅 のート千積部 もト千ル平の分	のル平ル平合の非 以方を方計床住 内メ超メが面宅 のーえー三積部 もト千ト百の分
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
三三六、八〇〇	三五七、九〇〇	一五九、三〇〇	一一一、〇〇〇	
に、「建築物エネルギー消費性				

のもる係に分部宅住非の物築建		のもるあでのもる係に準基るめ定に(2)ロび及(2)イ号一第条十第	
のもの他のそ	もト千ル平合の非 のル平を方計床住 以方超メが面宅 内メえ一ト千積部 のト五ト千の分	一件につき	五七三、四〇〇
	のル平を方合の非 以方超メ計床住 内メえ一ト千積部 のト二ト千の分	一件につき	四〇一、八〇〇
	のル平ル平合の非 以方を方計床住 内メ超メが面宅 のト一ト千の分	一件につき	三一一、二〇〇
	のル平合の非 以方計床住 内メが面宅 のト三積部 もト百の分	一件につき	一四八、四〇〇
	超メ五合の非 え一ト千計床住 もル平が面宅 のト二積部 のを方万の分	一件につき	四七四、八〇〇
	内メ万ル平合の非 のト五を方計床住 のト千超メが面宅 のル平え一積部 以方二ト万の分	一件につき	四〇四、七〇〇

もト万ル平合の非 のル平を方計床住 以方超メが面宅 内メえ一五積部 のト一千の分	一件につき	七〇六、三〇〇
内メ万ル平合の非 のト五を方計床住 もト千超メが面宅 のル平え一積部 以方二ト万の分	一件につき	八三四、九〇〇
超メ五合の非 え一ト千計床住 もル平が面宅 のト二積部 のを方万の分	一件につき	九五二、四〇〇

能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省、国土交通省令第一号。以下この表において「建築物省エネ法基準省令」という。）を「建築物省エネ法基準省令」に、

の上数一 も二が棟 の百の 以一総 下以戸	一件につき	八二九〇〇
の以数一 も上が棟 の百五の 以一総 下以戸	一件につき	五二四〇〇
下以数一 の上が棟 も五二の の十総 以六戸	一件につき	一九三〇〇
下上数一 の二が棟 も十の の五一総 以以戸	一件につき	一七五〇〇
の十数一 以が棟 下六の の以総 も上戸	一件につき	一〇、五〇〇
の五数一 以が棟 下二の の以総 も上戸	一件につき	六、二〇〇
が一 棟の の戸 の数	一件につき	三、二〇〇

を

非 合の 計床 が面 三積 百の 分	の 非 合の 計床 が面 三積 百の 分	一 以 上 の 三 百 の 一 戸 の 一 件 に つ き	一 一 一、 七〇〇	
	の 非 合の 計床 が面 三積 百の 分	下 以 数 一 上 が 棟 の 三 百 の 一 戸 の 一 件 に つ き	一 一 一、 七〇〇	
も 係 分 宅 の 築 合 は 戸 び 体 物 建 体 物 建 の る に 部 住 物 建 建 複 又 住 及 全 築 、 全 築	の 上 数 一 の 二 が 棟 の 百 の 一 以 下 の 一 件 に つ き	一 件 に つ き	八 二、 九〇〇	
	の 上 数 一 の 二 が 棟 の 百 の 一 以 下 の 一 件 に つ き	一 件 に つ き	五 二、 四〇〇	
	下 以 数 一 の 上 が 棟 の 五 二 の 十 の 一 以 上 の 一 件 に つ き	一 件 に つ き	二 九、 三〇〇	
	下 上 数 一 の 二 が 棟 の 十 の 五 一 の 一 以 上 の 一 件 に つ き	一 件 に つ き	一 七、 五〇〇	
	の 十 数 一 の 六 が 棟 の 十 の 一 以 上 の 一 件 に つ き	一 件 に つ き	一 〇、 五〇〇	
	の 五 数 一 の 二 が 棟 の 二 の 一 以 上 の 一 件 に つ き	一 件 に つ き	六、 一〇〇	
	が 一 棟 の 一 の も の 数 の 一 件 に つ き	一 件 に つ き	三、 一〇〇	
	下 以 数 一 の 上 が 棟 の 三 百 の 一 以 上 の 一 件 に つ き	一 件 に つ き	一 〇 四、 七〇〇	
	下 以 数 一 の 上 が 棟 の 三 百 の 一 以 上 の 一 件 に つ き	一 件 に つ き	一 〇 四、 七〇〇	

に、

も係分宅非物建複
のるに部住の築合

超メ五合の非 えし千計床住 るトが面宅 もル平二積部 のを方万の分	一件につき	一三〇、八〇〇
内メ万ル平合の非 のし五を方計床住 もト千超メが面宅 のル平えし一積部 以方二ト万の分	一件につき	一〇四、七〇〇
もト万ル平合の非 のル平を方計床住 以方超メが面宅 内メえし五積部 のし一ト千の分	一件につき	八二、九〇〇
もト千ル平合の非 のル平を方計床住 以方超メが面宅 内メえし二積部 のしト千平の分	一件につき	五二、四〇〇
のル平を方合の非 以方超メ計床住 内メえしが面宅 のし二ト千積部 もト千ル平の分	一件につき	一七、五〇〇
のル平ル平 以方を方 内メ超メ のしえし もト千ト	一件につき	一〇、七〇〇

の十数一 以が棟 下六の の以総 も上戸	一件につき	五四、五〇〇
の五数一 以が棟 下二の の以総 も上戸	一件につき	三八、五〇〇
が一棟 のの も戸 の数	一件につき	一九、二〇〇

のるに住及全築は体物建 も係戸び体物建又全築	下上数一 の二が棟 の二十の の五一総 以戸	一件につき	七七、一〇〇
	下以数一 の上が棟 の五二の の十総 以六戸	一件につき	一一一、四〇〇
	の以数一 も上が棟 の百五の 以十総 下一戸	一件につき	一六一、三〇〇
	の上数一 の二が棟 の百の 以一総 下以戸	一件につき	一三〇、六〇〇
	下以数一 の上が棟 の三二の の百総 以一戸	一件につき	一八八、五〇〇
	以数一 上が棟 の三の も百総 の一戸	一件につき	三三六、九〇〇

を

も係分宅の築合は戸び体物建体物建 のるに部住物建復又住及全築、全築	が棟のの戸の数 一棟のの戸の数	一件につき	一九、二〇〇
	の五数一 以が棟 下二の の以総 も上戸	一件につき	三八、五〇〇
	の十数一 以が棟 下六の の以総 も上戸	一件につき	五四、五〇〇
	下上数一 の二が棟 の二十の の五一総 以戸	一件につき	七七、一〇〇
	下以数一 の上が棟 の五二の の十総 以六戸	一件につき	一一一、四〇〇
	の以数一 も上が棟 の百五の 以十総 下一戸	一件につき	一六一、三〇〇
	の上数一 の二が棟 の百の 以一総 下以戸	一件につき	一三〇、六〇〇

重複		のともるあでのもる係に準基るめ定に(2)ロ及び(2)イ号一第条十第令省省準基法ネエ省物築建が部全の分都宅住非																						
非住宅部分	内メ万ル平合の非 の1五を方計床住 もト千超メが面宅 のル平え1一積部 以方二ト万の分	一件につき	119,900	もト万ル平合の非 のル平を方計床住 以方超メが面宅 内メえ1五ト千の分	一件につき	181,300	もト千ル平合の非 のル平を方計床住 以方超メが面宅 内メえ1二ト千の分	一件につき	137,700	のル平を方合の非 以方超メが面宅 内メえ1千平の分	一件につき	81,600	のル平平合の非 以方を方計床住 内メ超メが面宅 の1え1三積部 もト千ト百の分	一件につき	61,300	のル平合の非 以方計床住 内メが面宅 の1三積部 もト百の分	一件につき	48,600	以数一 上が棟 の三の も百総 の1戸	一件につき	336,900	下以数一 の上が棟 のも三二の の百百総 以1戸	一件につき	188,500

に改め、同表建築物エネルギー

のもる係に分部宅住非の物築建	
のもの他のそ	
メ五合の非 ト千計床 ル平二積 を方万の分	一件につき 四九八、二〇〇
内メ万ル平合の非 のト五を方計床住 のト千超メが面宅 のル平え一積部 以方二ト万の分	一件につき 四三五、〇〇〇
もト万ル平合の非 のル平を方計床住 内メ超メが面宅 のト一ト五積部 のト一ト千の分	一件につき 三六七、一〇〇
もト千ル平合の非 のル平を方計床住 以方超メが面宅 内メえ一積部 のト五ト千の分	一件につき 一九五、五〇〇
のル平を方合の非 以方超メ計床住 内メえ一が面宅 のト二ト千平の分	一件につき 一〇三、八〇〇
のル平ル平合の非 以方を方計床住 内メ超メが面宅 のト一ト三積部 もト千ト百の分	一件につき 一五七、四〇〇
のル平合の非 以方計床住 内メが面宅 のト一ト三積部 もト百の分	一件につき 一一五、二〇〇
超メ五合の えト千計床 るト平二積 もル平二積 のを方万の	一件につき 一五九、三〇〇

を超えるもの

消費性能向上計画認定事務の項中

のるにの住
も係み戸

の十数一 以が棟 下六の の以総 も上戸	一件につき	一七、五〇〇
の五数一 以が棟 下二の の以総 も上戸	一件につき	一〇、三〇〇
が一棟 のの戸 も数の	一件につき	五、二〇〇
の一戸申 以数請 上の三 の係百 も百	一件につき	一八六、一〇〇
以一戸申 下以数請 の上がに も三二係 の百百	一件につき	一七四、四〇〇
下以戸申 の上数請 も二がに の百百係 以一	一件につき	一三八、一〇〇
下一戸申 の以数請 も上がに の百五係 以十	一件につき	八七、三〇〇
以六戸申 下以数請 の上がに も五二係 の十	一件につき	四八、八〇〇
以以上数請 の二がに も十十係 の五	一件につき	一九、一〇〇
も上戸申 の十数請 以がに 下六係 の以	一件につき	一七、五〇〇
も上戸申 の五数請 以がに 下二係 の以	一件につき	一〇、三〇〇
も戸申 の数請 がに一 の係	一件につき	五、二〇〇

を

のるに住及全築は体物建 も係戸び体物建又全築	
以上数一 の二が棟 の十の の五一総 以下戸	一件につき 一九、一〇〇
以下数一 の上が棟 の五二の の十総 以下戸	一件につき 四八、八〇〇
の以数一 も上が棟 の百五の 以下十総 下戸	一件につき 八七、三〇〇
の上数一 の二が棟 の百の 以下一総 下戸	一件につき 一三八、一〇〇
以下数一 の上が棟 の三二の の百総 以下戸	一件につき 一七四、四〇〇
以数一 上が棟 の三の の百総 の一戸	一件につき 一八六、一〇〇

も係分宅の築合は体物建 のるに部住物建復又全築	
が 一棟の の戸の の数	一件につき 五、二〇〇
の五数一 以が棟 下二の の以総 も上戸	一件につき 一〇、三〇〇
の十数一 以が棟 下六の の以総 も上戸	一件につき 一七、五〇〇
下上数一 の二が棟 の十の の五一総 以下戸	一件につき 一九、一〇〇
以下数一 の上が棟 の五二の の十総 以下戸	一件につき 四八、八〇〇
の以数一 も上が棟 の百五の 以下十総 下戸	一件につき 八七、三〇〇
の上数一 の二が棟 の百の 以下一総 下戸	一件につき 一三八、一〇〇

		も係分宅非物建複 のるに部住の築合			
非 住 宅 部 分		内メ万ル平合の非 の1五を方計床住 の1千超メが面宅 のル平え1一積部 以方二ト万の分	一件につき	174,400	
		もト万ル平合の非 のル平を方計床住 以方超メが面宅 内メえ1五積部 の1一ト千の分	一件につき	138,100	
		もト千ル平合の非 のル平を方計床住 以方超メが面宅 内メえ1二積部 の1五ト千の分	一件につき	87,300	
		のル平を方合の非 以方超メが面宅 内メえ1千積部 の1二ト千平の分	一件につき	29,100	
		のル平平合の非 以方を方計床住 内メ超メが面宅 の1え1三積部 もト千ト百の分	一件につき	17,900	
		のル平合の非 以方計床住 内メが面宅 の1三積部 もト百の分	一件につき	10,300	
		以数一 上が棟 の三の も百総 の1戸	一件につき	186,100	
		下以数一 の上が棟 も三二の の百百総 以1戸	一件につき	174,400	

に

	超メ五合の えー千計床 るもトル平二積 のを方万の	一件につき	111八、000
のるにの住 も係み戸	も戸申 の数請 がに一係 のる	一件につき	三七、100
	も上戸申 の五数請 以がに 下二係 の以る	一件につき	七四、九00
	も上戸申 の十数請 以がに 下六係 の以る	一件につき	10五、四00
	以戸申 上数請 の二がに も十係 の五ー	一件につき	1四八、300
	以六戸申 下以数請 の上がに も五二係 の十る	一件につき	111三、000
	下一戸申 の以数請 も上がに の百五係 以十る	一件につき	三0五、200
	下以戸申 の上数請 も二がに の百百係 以一る	一件につき	四1三、五00
	以一戸申 下以数請 の上がに も三二係 の百る	一件につき	五四二、100
	の一戸申 以数請 上がに の三係 も百る	一件につき	六三六、五00
	が一棟 のの戸 も数の	一件につき	三七、100
の五数一 以が棟 下二の の以総 も上戸	一件につき	七四、九00	
の十数一 以が棟 下六の の以総 も上戸	一件につき	10五、四00	

を

のるに住及全築は体物建 も係戸び体物建又全築	下上数一 の二が棟 の十の の五一総 以戸	一件につき	一四八、三〇〇
	下以数一 の上が棟 の五二の の十総 以六戸	一件につき	一一三、〇〇〇
	の以数一 も上が棟 の百五の 以十総 下一戸	一件につき	三〇五、二〇〇
	の上数一 も二が棟 の百の 以一総 下以戸	一件につき	四二三、五〇〇
	下以数一 の上が棟 の三二の の百総 以一戸	一件につき	五四二、一〇〇
	以数一 上が棟 の三の も百総 の一戸	一件につき	六三六、五〇〇

も係分宅の築合は体物建 のるに部住物建復又全築	が一棟 のの も戸 の数	一件につき	三七、一〇〇
	の五数一 以が棟 下二の の以総 も上戸	一件につき	七四、九〇〇
	の十数一 以が棟 下六の の以総 も上戸	一件につき	一〇五、四〇〇
	下上数一 の二が棟 の十の の五一総 以戸	一件につき	一四八、三〇〇
	下以数一 の上が棟 の五二の の十総 以六戸	一件につき	一一三、〇〇〇
	の以数一 も上が棟 の百五の 以十総 下一戸	一件につき	三〇五、二〇〇
	の上数一 も二が棟 の百の 以一総 下以戸	一件につき	四二三、五〇〇

合複		のもるあでのもる係に準基るめ定に(2)ロ及び(2)イ号一第条十第合省省基法ネエ省物築建が部全の分部宅住非																					
非住宅部分	内メ万ル平合の非 の1五を方計床住 もト千超メが面宅 のル平え1一積部 以方二ト万の分	もト万ル平合の非 のル平を方計床住 以方超メが面宅 内メえ1五積部 の1一ト千の分	もト千ル平合の非 のル平を方計床住 以方超メが面宅 内メえ1二積部 の1五ト千の分	のル平を方合の非 以方超メ1が面宅 内メえ1ト千積部 もト千ル平の分	のル平ル平合の非 以方を方計床住 内メ超メが面宅 の1え1三積部 もト千ト百の分	のル平合の非 以方計床住 内メが面宅 の1三積部 もト百の分	以数一 上が棟 の三の も百総 の1戸	下以数一 の上が棟 の三二の も百総 の1戸	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	四〇四、七〇〇	三三六、八〇〇	一五七、九〇〇	一五九、三〇〇	一一一、〇〇〇	九五、〇〇〇	六三六、五〇〇	五四一、一〇〇

に

のもる係に分部宅住非の物築建

のもの他のそ

五合の非 千計床 平二積 方万の分	一件につき	九五二、四〇〇
内メ万ル平合の非 の1五を方計床住 もト千超メが面宅 のル平え1一積部 以方二ト万の分	一件につき	八三四、九〇〇
もト万ル平合の非 のル平を方計床住 以方超メが面宅 内メえ1五積部 の1一ト千の分	一件につき	七〇六、三〇〇
もト千ル平合の非 のル平を方計床住 以方超メが面宅 内メえ1二積部 の1五ト千の分	一件につき	五七三、四〇〇
のル平を方合の非 以方超メ計床住 内メえ1が面宅 の1二ト千積部 もト千ル平の分	一件につき	四〇一、八〇〇
のル平合の非 以方計床住 内メが面宅 の1三積部 もト百の分	一件につき	一四八、四〇〇
のル平合の非 以方を方計床住 内メ超メが面宅 の1え1三積部 もト千ト百の分	一件につき	三二一、二〇〇
超メ五合の え1千計床 もト平二積 のを方万の	一件につき	四七四、八〇〇

	超えらるものを	
--	---------	--

のるに住及全築は体物建 も係戸び体物建又全築	が一棟の戸の数	一件につき	三、二〇〇
	の五数一 以が棟 下二の の以総 も上戸	一件につき	六、二〇〇
	の十数一 以が棟 下六の の以総 も上戸	一件につき	一〇、五〇〇
	下上数一 の二が棟 も十の の五一総 以以戸	一件につき	一七、五〇〇
	下以数一 の上が棟 も五二の の十十総 以六戸	一件につき	二九、三〇〇
	の以数一 も上が棟 の百五の 以十総 下一戸	一件につき	五二、四〇〇
	の上数一 も二が棟 の百百の 以一総 下以戸	一件につき	八二、九〇〇
	下以数一 の上が棟 も三二の の百百総 以一戸	一件につき	一〇四、七〇〇
以数一 上が棟 の三の も百総 の一戸	一件につき	一一一、七〇〇	

を

物建 全築	が一棟の戸の数	一件につき	三、二〇〇
	の五数一 以が棟 下二の の以総 も上戸	一件につき	六、二〇〇
	の十数一 以が棟 下六の の以総 も上戸	一件につき	一〇、五〇〇
	数一 が棟 の十 の一総 以戸	一件につき	一七、五〇〇

も係分宅の築合は戸び体物建体のるに部住物建復又住及全築、	も係分宅非物建復のるに部住の築合
下以上二五以	の非
下以数一の上が棟の五二の十総以六戸	のル平合の非以方計床住内メが面宅の二三積部のもト百の分
の以数一の上が棟の百五の十総下一戸	のル平合の非以方を方計床住内メ超え一三積部のもト千ト百の分
の上数一の二が棟の百の以総下一戸	のル平を方合の非以方超え一が面宅の二ト千積部のもト千ル平の分
下以数一の上が棟の三二の百総以一戸	のル平を方計床住内メ超え一三積部のもト千ト百の分
以数一の上が棟の三の百総の一戸	の非
一件につき	一件につき
一九、三〇〇	六、二〇〇
五二、四〇〇	一〇、七〇〇
八二、九〇〇	一七、五〇〇
一〇四、七〇〇	五二、四〇〇
一一一、七〇〇	

に

超え五合の非 る千計床住 も一が面宅 ル平二積部 のを方万の分	一件につき	一三〇、八〇〇
内メ万ル平合の非 の五を方計床住 も一ト超メが面宅 のル平え一積部 以方二ト万の分	一件につき	一〇四、七〇〇
もト万ル平合 のル平を方計 以方超え一五 内メえ一ト千	一件につき	八二、九〇〇

の下に住及全築は体物建 も係戸び体物建又全築	が一棟のの戸の数	一件につき	一九、二〇〇
の五数一 以が棟 下二の の以総 も上戸	一件につき	三八、五〇〇	
の十数一 以が棟 下六の の以総 も上戸	一件につき	五四、五〇〇	
下上数一 の二が棟 も十の の五一総 以以戸	一件につき	七七、一〇〇	
下以数一 の上が棟 も五二の の十十総 以六戸	一件につき	一一一、四〇〇	
の以数一 も上が棟 の百五の 以十総 下一戸	一件につき	一六一、三〇〇	
の上数一 も二が棟 の百百の 以一総 下以戸	一件につき	一三〇、六〇〇	
下以数一 の上が棟 も三二の の百百総 以一戸	一件につき	一八八、五〇〇	

を

		以数一 上が棟 の三の も百総 の一戸	一件につき	三三六、九〇〇
も係分宅の築合は戸び体物建物建 のるに部建物建複又住及全築`全築`				
建が部全の分部宅住非	のル平合の非 以方を計床住 内メが面宅 の1三積部 もト千百分	以数一 上が棟 の三の も百総 の一戸	一件につき	三三六、九〇〇
	のル平合の非 以方を計床住 内メが面宅 の1三積部 もト千百分	下以数一 の上が棟 の三二の の百百総 以一戸	一件につき	二八八、五〇〇
	のル平合の非 以方を計床住 内メが面宅 の1三積部 もト千百分	の上数一 も二が棟 の百百の 以一総 下以戸	一件につき	一三〇、六〇〇
	のル平合の非 以方を計床住 内メが面宅 の1三積部 もト千百分	の以数一 も上が棟 の百五の 以十総 下一戸	一件につき	一六一、三〇〇
	のル平合の非 以方を計床住 内メが面宅 の1三積部 もト千百分	下以数一 の上が棟 の五二の の十十総 以六戸	一件につき	一一一、四〇〇
	のル平合の非 以方を計床住 内メが面宅 の1三積部 もト千百分	下上数一 の二が棟 の十の の五一総 以以戸	一件につき	七七、一〇〇
	のル平合の非 以方を計床住 内メが面宅 の1三積部 もト千百分	の十数一 以が棟 下六の の以総 も上戸	一件につき	五四、五〇〇
	のル平合の非 以方を計床住 内メが面宅 の1三積部 もト千百分	の五数一 以が棟 下二の の以総 も上戸	一件につき	三八、五〇〇
	のル平合の非 以方を計床住 内メが面宅 の1三積部 もト千百分	が一 棟の の戸 も戸 の数	一件につき	一九、二〇〇

のもる係に分部宅住非の物築建台複

のもるあでのもる係に準基るめ定に(2)ロ及び(2)イ号一第条十第合省準基法ネエ省物築	
のル平ル平合の非 以方を方計床住 内メ超え一三積部 のト百の分	のル平を方合の非 以方超え一が面宅 内メえ一ト千積部 のト千平の分
のル平合の非 以方計床住 内メが面宅 のト三積部 もト百の分	もト千ル平合の非 のル平を方計床住 以方超え一五積部 内メえ一ト千の分
超え五合の非 一十計床住 もル平二積部 のを方万の分	もト万ル平合の非 のル平を方計床住 以方超え一五積部 内メえ一ト千の分
のル平合の非 以方計床住 内メが面宅 のト三積部 もト百の分	もト千ル平合の非 のル平を方計床住 以方超え一五積部 内メえ一ト千の分
のル平ル平合の非 以方を方計床住 内メ超え一三積部 のト千ト百の分	のル平を方合の非 以方超え一が面宅 内メえ一ト千積部 のト千平の分
合の非 計床住 が面宅 千積部 平の分	のル平を方合の非 以方超え一が面宅 内メえ一ト千積部 のト千平の分

に改め、同表備考第五号中「建

の他のもの	
の平方メートルを方 以方超え 内メえ のト も	一件につき 1103、800
もト平方メートル の平方メートルを方 以方超え 内メえ のト の分	一件につき 195、500
もト平方メートル の平方メートルを方 以方超え 内メえ のト の分	一件につき 367、100
内メ平方メートル の平方メートルを方 以方超え 内メえ のト の分	一件につき 435、000
超メ平方メートル の平方メートルを方 以方超え 内メえ のト の分	一件につき 498、200

建築物全体及び住戸」を「複合建築物の住宅部分」に、「には」を「(複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、イに掲げる場合に限る。)には」に改め、同号イ中「住宅の用途に供する共用の部分」を「建築物省エネ法基準省令第四条第三項第一号に規定する共用部分」に改め、同号ロ中「住戸及び共用部分以外の部分(以下「非住宅部分」という。)」を「非住宅部分」に改め、同表備考第六号中「建築物全体及び住戸」を「複合建築物の住宅部分」に、「には」を「(複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、イに掲げる場合に限る。)には」に改め、同表備考第七号及び第八号中「又は建築物全体及び住戸」を「建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分」に、「には」を「(複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、イに掲げる場合に限る。)には」に改め、同表備考第十二号及び第十三号中「建築物全体及び住戸」を「複合建築物の住宅部分」に、「には」を「(複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、イに掲げる場合に限る。)には」に改め、同表備考第十五号及び第十六号中「又は建築物全体及び住戸」を「建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分」に、「には」を「(複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、イ

に掲げる場合に限る。)には」に改める。

別表第十八中「第三条」の下に、「第四条」を加え、同表審理手続関係文書交付事務の項の次に次の一項を加える。

調査審議関係文書交付事務 (愛知県不服審判会 愛知県個人情報保護審議会)	提出資料の写し等交付手数料	白黒	一枚につき	10
	料	カラー	一枚につき	10

別表第十八法人関係事務の項の次に次の一項を加える。

行政機関等匿名加工情報提供事務 行政機関等匿名加工情報提供手数料	締結する者 締結する者	個人情報の保護に関する法律(以下この項において「法」という。)の第一百五十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者	一件につき	二一、五〇〇円(当該委託を受けた者に限り)を算入し、この項において「法」という。)
		第百十八条に定める場合(当該行政機関等匿名加工情報の利用に含む。)	一件につき	二一、六〇〇円
		その他の者	一件につき	二一、六〇〇円

別表第十八備考中「に規定する」を「及び調査審議関係文書交付事務の項に規定する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表第十四の改正規定は公布の日から、別表第三の改正規定及び次項の規定は同年三月二十七日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和五年三月二十七日前に申請された一般旅券の査証欄の増補に係る手数料については、なお従前の例による。

(愛知県証紙条例の一部改正)

- 3 愛知県証紙条例(昭和三十九年愛知県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

別表中「第四条第一項第二号」を「第四条第一項第三号」に改め、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 条例別表第十八行政機関等匿名加工情報提供事務の項

愛知県教育委員会教育長給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第五十四号

愛知県教育委員会教育長給与条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十五」に改める。

- 一 愛知県教育委員会教育長給与条例(昭和三十二年愛知県条例第七十三号)第五条ただし書
- 二 県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和三十二年愛知県条例第四十一号)第五条ただし書
- 三 知事等の給与に関する条例(昭和三十二年愛知県条例第一号)第五条第一項ただし書
- 四 地方公営企業管理者及び病院事業管理者給与条例(昭和三十四年愛知県条例第二号)第五条ただし書
- 五 委員会の委員等の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和三十五年愛知県条例第三号)第六条第一項ただし書

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の各条例の規定は、令和四年六月一日から適用する。
- 3 改正後の各条例の規定を適用する場合には、改正前の各条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の各条例の規定による期末手当の内払とみなす。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第五十五号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例（昭和四十二年愛知県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項第一号イ中「百分の九十五」を「百分の百」に、「百分の百十五」を「百分の百二十」に改め、同号ロ中「百分の百」を「百分の百二・五」に改め、同項第二号中「百分の四十五」を「百分の四十七・五」に、「百分の五十五」を「百分の五十七・五」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一 行政職給料表(第四条関係)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	153,700	203,300	240,000	272,400	297,700	326,900	371,600	417,900	469,400	534,200
	2	154,800	205,100	241,700	274,100	299,900	329,100	374,300	420,400	472,600	537,200
	3	156,100	207,000	243,200	275,700	302,100	331,500	376,700	422,900	475,600	540,400
	4	157,200	208,800	244,700	277,500	304,100	333,700	379,400	425,400	478,700	543,500
	5	158,300	210,300	246,100	279,200	306,000	336,000	381,300	427,300	481,800	546,700
	6	159,400	212,200	247,700	281,100	308,000	338,000	383,900	429,700	484,900	549,100
	7	160,600	214,000	249,200	282,900	309,900	340,300	386,300	431,800	487,900	551,600
	8	161,700	215,900	250,800	285,000	311,500	342,500	388,800	434,100	491,100	554,100
	9	162,700	217,500	251,900	286,900	313,400	344,500	391,300	436,100	493,900	556,500
	10	164,100	219,300	253,400	289,000	315,800	346,700	394,000	438,300	497,000	558,400
	11	165,500	221,200	255,000	290,900	318,100	348,800	396,700	440,400	500,100	560,200
	12	166,800	223,000	256,300	292,900	320,400	351,000	399,500	442,600	503,300	562,200
	13	168,000	224,500	257,800	294,800	322,600	352,900	401,900	444,300	506,100	563,900
	14	169,600	226,300	259,100	296,700	324,700	354,900	404,300	446,200	508,400	565,400
	15	171,100	228,000	260,400	298,200	327,000	357,000	406,500	448,200	510,800	566,700
	16	172,700	229,900	261,600	299,600	329,100	359,000	409,000	450,300	513,100	567,800
	17	173,900	231,500	263,000	301,500	331,100	360,800	410,800	452,200	515,300	569,100
	18	175,300	233,300	264,400	303,500	333,100	362,800	412,900	454,000	516,700	570,200
	19	176,700	234,900	265,800	305,700	335,200	364,600	414,800	455,900	518,200	571,100
	20	178,200	236,400	267,400	307,700	337,200	366,600	416,700	457,600	519,700	572,000
	21	179,500	237,800	269,000	309,700	338,900	368,500	418,600	459,500	520,900	572,900
	22	182,100	239,400	270,700	311,800	341,100	370,500	420,500	461,000	522,300	
	23	184,600	241,000	272,400	313,900	343,100	372,500	422,300	462,400	523,900	
	24	187,200	242,600	274,000	316,000	345,300	374,500	424,200	464,000	525,400	
	25	189,600	243,600	275,900	317,700	346,700	376,500	426,100	465,400	526,500	
	26	191,400	245,100	277,700	319,900	348,700	378,500	427,600	466,700	527,700	
	27	193,000	246,500	279,400	321,900	350,600	380,500	429,200	468,100	528,900	
	28	194,800	247,700	281,200	324,000	352,600	382,600	430,800	469,300	530,100	
	29	196,300	248,900	282,800	325,700	354,200	384,100	432,400	470,300	531,100	
	30	198,000	250,000	284,600	327,800	356,100	385,900	433,800	471,000	532,100	
	31	199,900	251,000	286,400	329,900	358,100	387,800	435,100	471,900	533,000	
	32	201,600	252,000	287,900	332,100	359,900	389,400	436,300	472,600	533,900	
	33	203,300	253,100	289,200	333,300	361,900	391,300	437,600	473,300	534,700	
	34	204,700	254,100	290,900	335,400	363,700	392,700	438,900	474,100	535,700	
	35	206,200	255,000	292,600	337,300	365,600	394,200	440,200	474,800	536,400	
	36	207,800	256,000	294,300	339,500	367,300	395,900	441,400	475,400	536,900	
	37	209,100	256,900	295,900	341,400	368,700	397,300	442,700	476,000	537,600	
	38	210,400	258,300	297,700	343,300	370,100	398,500	443,500	476,600	538,200	
	39	211,700	259,500	299,500	345,400	371,500	399,800	444,300	477,200	539,000	
	40	213,000	260,800	301,400	347,300	372,900	400,900	445,100	477,800	539,600	
	41	214,300	262,100	302,900	349,300	374,300	402,000	445,700	478,300	540,200	
	42	215,700	263,600	304,600	351,200	375,200	403,300	446,500	478,800		
	43	217,000	264,800	306,200	353,100	376,300	404,500	447,200	479,200		
	44	218,300	266,000	307,800	355,000	377,400	405,600	447,900	479,500		
	45	219,400	267,200	309,500	356,600	378,300	406,300	448,700	479,800		
	46	220,800	268,400	311,200	358,000	379,200	407,000	449,500	480,400		
	47	222,100	269,700	312,800	359,500	380,100	407,800	449,900	480,800		
	48	223,400	270,800	314,600	361,100	381,000	408,500	450,700	481,100		
	49	224,500	272,000	315,500	362,700	382,000	409,100	451,200	481,400		

再任用 職員以 外の職 員	50	225,600	273,000	317,000	363,500	382,800	409,700	451,600	481,900		
	51	226,600	274,200	318,600	364,700	383,600	410,200	452,000	482,300		
	52	227,600	275,400	320,200	365,800	384,400	410,600	452,400	482,600		
	53	228,700	276,400	321,800	366,700	385,100	411,000	452,800	482,900		
	54	229,600	277,400	323,500	367,800	385,800	411,300	453,200			
	55	230,500	278,500	325,100	368,700	386,600	411,600	453,600			
	56	231,400	279,700	326,700	369,900	387,300	412,000	453,900			
	57	231,700	280,600	328,200	370,800	387,800	412,300	454,200			
	58	232,600	281,600	329,400	371,500	388,400	412,600	454,700			
	59	233,300	282,500	330,600	372,200	389,000	412,900	455,000			
	60	234,000	283,600	331,900	372,900	389,700	413,200	455,300			
	61	234,700	284,800	332,600	373,400	390,100	413,500	455,600			
	62	235,500	285,800	333,500	374,000	390,900	413,800	456,000			
	63	236,200	286,700	334,300	374,700	391,500	414,100	456,300			
	64	236,900	287,700	335,200	375,400	392,100	414,400	456,600			
	65	237,500	288,300	336,100	375,700	392,500	414,700	456,900			
	66	238,100	289,200	336,500	376,400	393,100	415,000				
	67	238,700	289,900	337,200	377,100	393,700	415,300				
	68	239,400	290,800	338,000	377,900	394,300	415,600				
	69	240,100	291,800	338,800	378,200	394,800	415,800				
	70	240,700	292,700	339,600	378,800	395,300	416,200				
	71	241,300	293,500	340,300	379,500	395,800	416,500				
	72	242,000	294,300	341,000	380,100	396,400	416,800				
	73	242,700	295,100	341,500	380,400	396,700	417,000				
	74	243,300	295,600	342,100	381,000	397,100	417,300				
75	243,900	296,000	342,600	381,700	397,500	417,600					
76	244,400	296,600	343,200	382,400	397,900	417,800					
77	245,000	296,800	343,600	382,800	398,200	418,000					
78	245,800	297,100	344,100	383,300	398,500	418,300					
79	246,500	297,300	344,500	383,900	398,800	418,600					
80	247,000	297,700	345,000	384,400	399,200	418,800					
81	247,500	297,900	345,400	384,900	399,400	419,000					
82	248,100	298,100	345,900	385,500	399,700	419,300					
83	248,700	298,500	346,400	386,000	400,000	419,600					
84	249,200	298,800	346,900	386,400	400,200	419,800					
85	249,800	299,100	347,200	386,800	400,400	420,000					
86	250,400	299,400	347,600	387,300	400,700						
87	251,000	299,700	348,200	387,700	401,000						
88	251,500	300,100	348,600	388,100	401,200						
89	252,000	300,400	348,900	388,500	401,400						
90	252,500	300,900	349,300	389,000	401,700						
91	252,800	301,200	349,800	389,400	402,000						
92	253,200	301,600	350,200	389,800	402,200						
93	253,500	301,800	350,400	390,100	402,400						
94		302,000	350,800	390,700							
95		302,300	351,300	391,100							
96		302,700	351,700	391,500							
97		302,900	351,900	391,800							
98		303,200	352,400								
99		303,600	352,800								
100		304,000	353,100								
101		304,200	353,400								
102		304,500	353,800								
103		304,900	354,200								
104		305,300	354,600								
105		305,500	355,100								

	106		305,800	355,500							
	107		306,200	355,900							
	108		306,500	356,400							
	109		306,700	356,900							
	110		307,100	357,300							
	111		307,500	357,600							
	112		307,800	357,900							
	113		308,000	358,400							
	114		308,200								
	115		308,500								
	116		308,900								
	117		309,100								
	118		309,400								
	119		309,700								
	120		310,000								
	121		310,400								
	122		310,600								
	123		310,900								
	124		311,200								
	125		311,500								
再任用 職員		192,200	220,400	261,300	281,200	296,700	322,700	365,400	399,300	451,600	533,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第三から別表第十一までを次のものに改める。

別表第三 公安職給料表(第四条関係)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	178,700	194,800	220,300	261,000	303,400	329,000	355,900	391,100	432,900
	2	180,400	196,500	222,300	262,900	305,300	331,300	358,200	393,300	434,800
	3	182,300	198,300	224,400	264,700	307,100	333,400	360,600	395,300	436,700
	4	184,000	200,200	226,400	266,500	309,100	335,500	362,800	397,400	438,700
	5	185,400	202,000	228,500	268,300	310,900	337,600	364,900	399,200	440,100
	6	187,400	204,200	230,300	270,100	312,800	339,500	367,000	401,200	441,900
	7	189,200	206,400	232,300	271,800	314,900	341,200	369,300	403,000	443,500
	8	191,200	208,700	234,300	273,500	317,000	342,800	371,500	404,900	445,000
	9	192,800	210,700	236,400	274,600	318,900	344,600	373,200	406,600	446,700
	10	194,600	213,100	238,300	276,200	321,100	346,900	375,500	408,700	448,400
	11	196,300	215,700	240,100	277,500	323,300	349,200	377,500	410,700	450,000
	12	198,000	218,000	242,000	278,700	325,300	351,500	379,800	412,900	451,700
	13	199,800	220,100	243,800	280,100	327,400	353,600	381,600	414,600	452,800
	14	201,800	221,900	245,800	281,400	329,300	355,700	383,800	416,800	454,500
	15	203,900	223,700	247,700	282,400	331,000	358,000	385,800	418,800	456,300
	16	205,900	225,600	249,700	283,600	332,600	360,100	388,000	421,000	458,100
	17	208,100	227,500	251,200	284,400	334,300	362,200	389,600	422,700	459,800
	18	210,200	229,300	253,000	285,800	336,700	364,200	391,700	424,400	461,600
	19	212,600	231,200	254,900	287,100	338,800	366,300	393,600	426,200	463,500
	20	214,900	233,100	256,700	288,500	341,200	368,400	395,700	427,800	465,200
	21	217,100	234,800	258,400	289,800	343,100	370,200	397,400	429,600	466,800
	22	218,900	236,600	259,700	290,800	345,200	372,200	399,600	431,200	468,600
	23	220,700	238,500	260,900	292,100	347,300	374,100	401,700	432,600	470,200
	24	222,500	240,300	262,200	293,400	349,400	376,200	403,800	434,200	472,100
	25	224,500	242,000	263,500	294,400	351,300	378,000	405,500	435,500	473,600
	26	226,200	243,700	264,700	296,000	353,500	380,000	407,600	436,900	475,000
	27	228,000	245,500	266,000	297,800	355,400	382,100	409,700	438,500	476,600
	28	229,800	247,100	267,200	299,400	357,500	384,100	411,900	440,100	477,900
	29	231,700	248,300	268,100	301,400	359,300	385,900	413,400	441,400	479,100
	30	233,600	250,200	269,100	303,300	361,500	388,100	415,200	443,200	479,800
	31	235,400	252,000	270,300	305,000	363,300	390,200	417,000	444,900	480,600
	32	237,300	253,800	271,400	306,900	365,500	392,300	418,700	446,600	481,300
	33	238,900	255,300	271,900	308,500	366,900	394,200	420,500	448,000	481,800
	34	240,600	256,800	273,100	310,300	368,900	396,400	422,000	449,700	482,600
	35	242,400	258,200	274,100	312,100	370,900	398,500	423,600	451,500	483,300
	36	244,100	259,600	275,100	313,900	373,000	400,500	425,200	453,100	483,900
	37	245,400	260,800	276,000	315,600	375,000	402,200	426,500	454,600	484,200
	38	247,200	262,100	276,900	317,200	377,100	403,800	428,000	455,300	484,900
	39	249,000	263,400	277,900	319,100	379,200	405,100	429,600	456,000	485,400
	40	250,900	264,400	278,700	320,600	381,200	406,500	431,100	456,700	485,900
	41	252,300	265,400	279,800	322,000	383,300	407,800	432,600	457,100	486,400
	42	253,700	266,500	280,900	323,600	385,400	408,900	434,000	457,700	486,800
	43	255,100	267,600	281,900	325,300	387,600	409,900	435,300	458,400	487,200
	44	256,300	268,600	282,700	327,100	389,600	410,900	436,500	459,100	487,600
	45	257,400	269,200	283,900	328,800	391,400	412,200	437,600	459,900	487,900
	46	258,600	270,300	285,300	330,800	393,100	413,400	438,300	460,600	488,300
	47	259,600	271,300	286,600	332,700	394,800	414,500	439,100	461,100	488,800
	48	260,400	272,400	288,100	334,500	396,500	415,700	439,900	461,600	489,200
	49	261,100	273,200	289,800	336,000	397,900	417,100	440,400	462,100	489,500

	50	262,000	274,200	291,500	337,600	399,000	417,900	440,800	462,400	489,900
	51	263,200	275,300	293,100	339,000	400,000	418,700	441,200	462,700	490,300
	52	264,200	276,200	294,500	340,800	401,000	419,400	441,500	463,200	490,700
	53	264,700	277,200	295,900	342,300	402,300	419,900	441,900	463,600	491,000
	54	265,900	277,900	297,600	344,100	403,500	420,700	442,300	463,800	491,400
	55	266,800	278,900	299,200	345,700	404,600	421,400	442,600	464,100	491,800
	56	267,900	279,900	300,700	347,500	405,800	422,000	442,900	464,300	492,200
	57	268,800	280,900	302,200	348,500	407,100	422,700	443,200	464,700	492,500
	58	269,600	282,400	303,800	350,200	408,000	423,100	443,500	464,900	
	59	270,400	283,600	305,600	351,800	408,800	423,700	443,800	465,100	
	60	271,300	285,100	307,200	353,500	409,500	424,300	444,100	465,300	
	61	272,100	286,600	308,600	355,100	410,000	424,800	444,400	465,700	
	62	272,700	288,300	310,300	356,900	410,700	425,400	444,700	465,900	
	63	273,500	289,600	311,900	358,600	411,400	425,900	445,000	466,100	
	64	274,100	291,100	313,400	360,300	412,200	426,400	445,300	466,300	
	65	275,300	292,500	314,800	362,000	412,500	426,900	445,600	466,700	
	66	276,500	293,700	316,500	363,600	413,200	427,500	446,000	466,900	
	67	277,500	295,100	318,000	365,300	413,900	427,900	446,300	467,100	
	68	278,400	296,300	319,700	366,900	414,500	428,400	446,600	467,400	
	69	279,600	297,900	321,100	368,100	414,900	428,900	446,800	467,800	
再任用	70	281,000	299,300	322,600	369,600	415,400	429,200	447,100	468,000	
職員以	71	282,200	300,900	323,900	370,900	416,100	429,500	447,400	468,200	
外の職	72	283,500	302,200	325,400	372,300	416,600	429,800	447,700	468,400	
員	73	284,600	303,400	326,100	373,600	417,100	430,100	447,900	468,800	
	74	285,800	304,700	327,800	374,800	417,500	430,400	448,200		
	75	287,100	306,100	329,300	376,100	418,000	430,700	448,500		
	76	288,200	307,400	331,100	377,400	418,500	431,000	448,800		
	77	289,300	308,300	332,900	378,800	419,000	431,200	449,000		
	78	290,500	309,900	334,600	380,000	419,500	431,500	449,300		
	79	291,600	311,100	336,300	381,200	420,100	431,800	449,600		
	80	292,400	312,600	337,900	382,500	420,700	432,100	449,900		
	81	293,500	314,000	339,700	383,700	421,100	432,300	450,200		
	82	294,600	315,400	341,400	384,900	421,700	432,600	450,500		
	83	295,700	316,500	343,000	386,000	422,200	432,900	450,800		
	84	296,900	318,000	344,800	387,300	422,400	433,200	451,100		
	85	298,000	318,900	346,200	388,400	422,700	433,400	451,300		
	86	299,200	320,400	347,800	389,000	423,200	433,700			
	87	300,100	321,700	349,300	389,500	423,500	434,000			
	88	301,400	323,300	350,800	390,100	423,800	434,200			
	89	302,400	324,800	352,200	390,800	424,100	434,400			
	90	303,600	326,300	353,400	391,400	424,600	434,700			
	91	304,700	327,800	354,700	392,000	425,000	435,000			
	92	306,000	329,300	356,000	392,600	425,400	435,200			
	93	306,500	330,600	357,500	392,900	425,700	435,400			
	94	307,800	332,000	359,000	393,400	426,100				
	95	308,900	333,400	360,600	394,000	426,500				
	96	310,300	334,700	362,100	394,500	426,900				
	97	311,400	336,000	363,400	395,000	427,200				
	98	312,600	337,300	364,600	395,400	427,600				
	99	313,900	338,600	365,800	396,000	428,000				
	100	315,100	340,000	367,000	396,500	428,400				
	101	316,300	341,400	368,100	396,900	428,700				
	102	317,300	342,300	369,300	397,400	429,200				
	103	318,500	343,400	370,400	398,000	429,600				
	104	319,500	344,700	371,600	398,500	430,000				
	105	320,300	345,800	372,800	398,800	430,300				

106	320,900	346,900	373,400	399,300	430,700					
107	321,500	348,000	374,000	399,800	431,100					
108	322,300	349,100	374,600	400,100	431,500					
109	322,800	350,300	375,200	400,400	431,800					
110	323,300	351,300	375,700	400,900						
111	323,800	352,400	376,200	401,400						
112	324,400	353,300	376,700	401,900						
113	325,200	354,200	377,100	402,200						
114	325,900	355,100	377,500	402,700						
115	326,700	356,100	378,200	403,300						
116	327,400	357,200	378,700	403,800						
117	328,000	358,200	379,100	404,100						
118	328,800	358,700	379,600	404,600						
119	329,500	359,300	380,200	405,100						
120	330,300	359,900	380,700	405,600						
121	331,000	360,200	380,900	406,000						
122	331,300	360,700	381,400	406,500						
123	331,800	361,200	382,000	406,900						
124	332,300	361,600	382,400	407,400						
125	332,600	362,000	382,900	407,900						
126		362,400	383,400	408,400						
127		362,900	383,900	408,800						
128		363,300	384,400	409,300						
129		363,700	384,700	409,700						
130		364,100	385,200	410,200						
131		364,500	385,700	410,600						
132		365,000	386,300	411,100						
133		365,200	386,600	411,500						
134		365,700	387,100							
135		366,100	387,500							
136		366,400	387,900							
137		366,700	388,200							
138		367,100	388,700							
139		367,600	389,200							
140		368,100	389,700							
141		368,400	390,000							
142		368,900								
143		369,500								
144		370,000								
145		370,300								
再任用 職員		247,300	259,300	263,500	295,500	312,400	326,900	351,000	387,000	419,300

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第四 教育職給料表(一)(第四条関係)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	168,300	212,400	340,200	426,900
	2	169,900	214,100	342,400	428,700
	3	171,400	215,800	344,600	430,600
	4	173,000	217,500	346,600	432,300
	5	174,600	219,300	348,800	433,900
	6	176,500	221,000	350,600	435,400
	7	178,400	222,700	352,500	437,400
	8	180,200	224,400	354,100	439,300
	9	182,000	226,200	355,800	441,100
	10	184,100	228,100	358,000	443,000
	11	186,200	230,100	360,100	444,900
	12	188,100	232,000	362,300	446,800
	13	190,100	233,600	364,400	448,500
	14	192,200	235,600	366,500	450,500
	15	194,400	237,700	368,500	452,300
	16	196,500	239,700	370,600	454,200
	17	198,800	241,600	372,200	456,000
	18	201,100	244,300	374,200	457,800
	19	203,700	247,100	376,000	459,700
	20	206,000	249,900	378,100	461,500
	21	208,500	252,500	379,700	463,200
	22	210,100	255,400	381,600	464,900
	23	211,900	258,000	383,500	466,800
	24	213,600	260,800	385,400	468,600
	25	215,100	263,200	386,800	470,300
	26	216,700	265,600	388,600	472,000
	27	218,400	268,200	390,500	473,600
	28	220,100	270,400	392,400	475,100
	29	221,600	273,000	394,200	476,700
	30	223,300	275,400	396,200	478,000
	31	225,100	277,600	398,100	479,300
	32	226,800	279,800	400,200	480,700
	33	228,200	281,900	401,900	481,900
	34	230,100	284,200	403,700	482,600
	35	231,900	286,300	405,300	483,300
	36	233,700	288,300	407,100	484,000
	37	235,200	290,600	408,400	484,700
	38	237,100	292,400	409,900	485,400
	39	238,900	294,300	411,300	486,100
	40	240,700	296,100	412,800	486,800
	41	242,500	297,600	414,500	487,400
	42	244,200	299,700	415,900	488,100
	43	245,900	301,800	417,300	488,900
	44	247,500	304,000	418,800	489,600
	45	248,700	306,100	420,500	490,200
	46	250,100	308,500	421,800	490,900
	47	251,400	310,800	423,300	491,600
	48	252,500	313,400	425,000	492,300
	49	253,800	315,700	426,700	493,000

	50	255,300	318,200	428,100	493,700
	51	256,500	320,500	429,800	494,400
	52	257,900	322,800	431,300	495,100
	53	259,100	324,900	433,000	495,700
	54	260,300	326,800	434,600	496,400
	55	261,600	328,400	436,200	497,200
	56	262,700	330,000	437,900	497,900
	57	264,000	332,000	439,400	498,500
	58	264,700	334,100	440,900	499,200
	59	265,800	336,300	442,200	499,900
	60	266,900	338,300	443,400	500,600
	61	268,000	340,500	444,600	501,200
	62	268,900	342,600	446,000	
	63	270,000	344,900	447,300	
	64	270,800	347,100	448,500	
	65	272,200	348,900	449,700	
	66	273,600	351,100	451,000	
	67	275,000	353,200	452,200	
	68	276,700	355,400	453,400	
	69	278,000	357,300	454,700	
	70	279,300	359,200	455,900	
	71	280,700	361,300	457,100	
	72	282,000	363,300	458,300	
	73	283,000	365,000	459,500	
	74	284,300	366,900	460,100	
	75	285,600	368,700	460,600	
	76	286,600	370,700	461,100	
	77	287,500	372,500	461,600	
再任用	78	288,600	374,300	462,200	
職員以	79	289,600	376,000	462,700	
外の職	80	290,600	377,700	463,300	
員	81	291,700	379,200	463,800	
	82	293,000	380,700	464,400	
	83	294,200	382,300	464,900	
	84	295,400	383,700	465,400	
	85	296,400	384,800	465,900	
	86	297,600	386,300	466,500	
	87	298,600	387,700	467,000	
	88	299,800	389,000	467,600	
	89	301,000	390,300	468,100	
	90	302,100	391,700	468,700	
	91	303,300	392,900	469,200	
	92	304,500	394,200	469,700	
	93	305,000	395,600	470,200	
	94	306,100	396,700		
	95	307,200	398,000		
	96	308,400	399,300		
	97	309,500	400,700		
	98	310,600	401,700		
	99	311,600	402,800		
	100	312,700	403,900		
	101	313,700	404,800		
	102	314,800	405,800		
	103	315,900	406,900		
	104	316,900	408,100		
	105	317,500	408,800		

106	318,500	409,700
107	319,300	410,600
108	320,100	411,500
109	321,000	412,400
110	321,400	413,300
111	321,800	414,100
112	322,400	414,900
113	323,000	415,500
114	323,400	416,300
115	323,900	417,000
116	324,400	417,700
117	325,000	418,300
118	325,500	418,800
119	325,900	419,200
120	326,500	419,600
121	327,000	420,000
122	327,400	420,400
123	327,900	420,700
124	328,400	420,900
125	329,000	421,100
126	329,300	421,400
127	329,600	421,700
128	329,900	421,900
129	330,100	422,100
130	330,400	422,400
131	330,800	422,700
132	331,100	422,900
133	331,300	423,100
134	331,500	423,400
135	331,700	423,700
136	332,000	423,900
137	332,300	424,100
138	332,500	424,400
139	332,800	424,800
140	333,100	425,000
141	333,300	425,200
142	333,500	425,500
143	333,800	425,800
144	334,000	426,000
145	334,300	426,200
146	334,500	426,500
147	334,800	426,800
148	335,200	427,000
149	335,400	427,200
150	335,600	427,500
151	335,900	427,800
152	336,200	428,000
153	336,400	428,200
154	336,600	
155	336,900	
156	337,200	
157	337,400	
158	337,600	
159	337,900	
160	338,200	
161	338,400	

再任用 職員		239,600	280,900	339,000	425,200
-----------	--	---------	---------	---------	---------

備考（一）この表は、高等学校又は特別支援学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。

（二）この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,900円をそれぞれ加算した額とする。

別表第五 教育職給料表(二)(第四条関係)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	168,300	184,500	273,900	303,100	416,500
	2	169,900	186,700	276,400	305,800	418,000
	3	171,400	188,800	278,700	308,600	419,500
	4	173,000	191,100	281,000	311,100	421,100
	5	174,600	193,100	283,400	313,700	422,500
	6	176,500	195,200	285,800	315,800	423,900
	7	178,400	197,300	288,100	318,200	425,500
	8	180,200	199,500	290,200	320,300	427,100
	9	182,000	201,700	292,400	322,500	428,500
	10	184,100	204,400	294,700	324,800	430,000
	11	186,200	207,100	297,100	327,300	431,400
	12	188,100	209,700	299,200	329,800	432,700
	13	190,100	212,400	301,700	332,300	434,100
	14	192,200	214,100	303,500	334,200	435,500
	15	194,400	215,800	305,500	336,200	436,900
	16	196,500	217,500	307,200	338,300	438,400
	17	198,800	219,300	309,000	340,200	439,600
	18	201,100	221,000	311,400	342,400	440,900
	19	203,700	222,700	313,700	344,600	442,200
	20	206,000	224,400	316,100	346,600	443,500
	21	208,500	226,200	318,400	348,800	444,600
	22	210,100	228,100	320,800	350,600	445,800
	23	211,900	230,100	323,100	352,500	447,200
	24	213,600	232,000	325,700	354,100	448,500
	25	215,100	233,600	328,200	355,800	449,800
	26	216,600	235,600	330,500	357,700	451,100
	27	218,200	237,700	332,800	359,600	452,100
	28	219,800	239,700	335,000	361,600	453,200
	29	221,500	241,600	337,100	363,400	454,500
	30	223,200	244,300	338,700	365,300	455,300
	31	225,000	247,100	340,400	367,000	456,100
	32	226,700	249,900	342,000	368,900	457,000
	33	228,000	252,500	343,900	370,300	457,900
	34	229,800	255,400	346,000	372,000	458,400
	35	231,500	258,000	348,200	373,600	459,000
	36	233,200	260,800	350,200	375,400	459,500
	37	234,600	263,200	352,300	377,300	460,000
	38	236,300	265,600	354,200	378,900	460,500
	39	238,100	268,200	356,200	380,200	461,000
	40	239,800	270,400	358,200	381,800	461,500
	41	241,500	273,000	359,700	383,000	462,000
	42	243,200	275,400	361,600	384,400	462,500
	43	244,800	277,600	363,200	385,800	463,100
	44	246,500	279,800	365,000	387,400	463,600
	45	248,100	281,900	366,800	388,800	464,100
	46	249,700	284,200	368,500	390,500	464,600
	47	251,000	286,300	369,900	392,100	465,100
	48	252,300	288,300	371,500	393,600	465,600
	49	253,400	290,600	372,700	395,100	466,100

	50	254,800	292,400	374,300	396,600	466,600
	51	256,200	294,300	375,900	398,100	467,100
	52	257,300	296,100	377,500	399,600	467,700
	53	258,500	297,600	379,000	400,800	468,200
	54	259,900	299,700	380,500	402,100	468,700
	55	260,900	301,800	382,100	403,300	469,200
	56	261,900	304,000	383,600	404,400	469,700
	57	263,200	306,100	385,100	405,800	470,200
	58	264,200	308,500	386,600	407,000	470,700
	59	265,300	310,800	388,000	408,300	471,200
	60	266,300	313,400	389,300	409,600	471,800
	61	267,600	315,700	390,200	410,800	472,300
	62	268,300	318,200	391,500	411,900	
	63	269,200	320,500	392,700	413,300	
	64	269,800	322,800	393,800	414,600	
	65	270,800	324,900	394,800	415,800	
	66	272,300	326,800	396,000	417,000	
	67	273,400	328,400	397,000	418,200	
	68	274,700	330,000	398,100	419,300	
	69	276,300	332,000	399,400	420,400	
	70	277,800	334,100	400,400	421,600	
	71	279,100	336,300	401,500	422,800	
	72	280,600	338,300	402,700	424,000	
	73	281,400	340,500	403,800	424,700	
	74	282,400	342,600	404,900	425,500	
	75	283,600	344,900	406,000	426,200	
	76	284,700	347,100	407,100	426,700	
	77	285,900	348,900	408,100	427,000	
	78	286,900	350,800	409,000	427,400	
	79	288,200	352,600	410,000	427,800	
再任用	80	289,100	354,400	411,000	428,200	
職員以	81	290,300	356,200	411,900	428,500	
外の職	82	291,100	358,100	412,700	429,000	
員	83	292,100	359,500	413,400	429,400	
	84	293,200	361,400	414,200	429,700	
	85	294,100	362,600	414,900	430,000	
	86	295,000	364,200	415,700	430,400	
	87	295,700	365,800	416,500	430,800	
	88	296,800	367,300	417,200	431,100	
	89	297,800	368,600	417,800	431,400	
	90	298,700	370,000	418,500	431,700	
	91	299,600	371,400	419,000	432,000	
	92	300,400	372,800	419,700	432,200	
	93	300,700	374,400	420,100	432,400	
	94	301,500	375,700	420,600	432,700	
	95	302,200	377,000	420,900	433,000	
	96	303,000	378,300	421,200	433,300	
	97	303,800	379,300	421,500	433,500	
	98	304,600	380,300	421,800	433,800	
	99	305,500	381,300	422,100	434,100	
	100	306,200	382,400	422,300	434,300	
	101	307,100	383,300	422,500	434,500	
	102	307,600	384,300	422,800	434,800	
	103	308,100	385,300	423,100	435,100	
	104	308,600	386,400	423,300	435,300	
	105	308,800	387,200	423,500	435,500	

106	309,200	388,100	423,800
107	309,600	389,000	424,100
108	309,800	390,000	424,300
109	310,000	390,900	424,600
110	310,200	391,900	
111	310,500	392,900	
112	310,800	393,900	
113	311,000	394,500	
114	311,200	395,500	
115	311,400	396,400	
116	311,700	397,300	
117	312,000	398,100	
118	312,300	398,800	
119	312,600	399,700	
120	312,900	400,500	
121	313,100	401,100	
122	313,300	401,900	
123	313,500	402,600	
124	313,900	403,400	
125	314,200	404,000	
126		404,700	
127		405,200	
128		405,800	
129		406,500	
130		407,100	
131		407,700	
132		408,200	
133		408,500	
134		408,800	
135		409,100	
136		409,400	
137		409,700	
138		410,000	
139		410,300	
140		410,600	
141		410,900	
142		411,200	
143		411,500	
144		411,900	
145		412,100	
146		412,400	
147		412,700	
148		412,900	
149		413,100	
150		413,400	
151		413,700	
152		413,900	
153		414,100	
154		414,400	
155		414,700	
156		414,900	
157		415,100	
158		415,400	
159		415,700	
160		415,900	
161		416,200	

	162		416,500			
	163		416,800			
	164		417,000			
	165		417,200			
再任用 職員		230,600	277,600	305,300	332,200	414,900

備考（一）この表は、中学校、小学校又は義務教育学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。

（二）この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第六 教育職給料表(三)(第四条関係)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	192,400	226,800	287,700	358,000	488,400
	2	195,000	229,000	290,800	361,000	490,700
	3	197,600	231,000	293,700	363,700	493,000
	4	200,300	233,200	296,600	366,900	495,100
	5	203,100	235,100	299,200	369,800	497,000
	6	205,800	237,200	301,800	371,600	499,000
	7	208,600	239,300	304,100	373,900	500,900
	8	211,500	241,400	306,500	376,400	502,900
	9	214,300	243,600	308,800	378,500	504,900
	10	217,100	246,100	311,400	380,700	507,000
	11	220,100	248,500	313,900	382,900	508,900
	12	222,800	251,000	316,400	384,800	510,900
	13	225,400	253,000	318,700	386,700	512,600
	14	227,000	255,400	320,700	388,900	514,500
	15	228,900	257,700	322,800	390,900	516,300
	16	230,600	260,100	324,500	392,500	518,200
	17	232,300	262,300	327,000	394,400	520,000
	18	234,100	265,500	329,200	396,800	521,700
	19	235,900	268,700	331,700	399,200	523,600
	20	237,500	271,900	333,900	401,500	525,500
	21	239,400	274,700	336,000	404,000	527,200
	22	241,400	277,800	338,700	406,500	528,800
	23	243,400	280,800	341,100	409,300	530,400
	24	245,500	283,800	344,200	412,000	532,000
	25	247,100	286,400	346,900	414,300	533,500
	26	249,000	289,100	349,400	416,900	534,900
	27	251,000	291,600	352,100	419,200	536,400
	28	253,000	294,300	354,900	421,800	537,700
	29	254,800	297,000	357,600	423,600	538,800
	30	256,700	299,100	360,100	426,200	539,900
	31	258,800	301,200	362,500	428,500	540,900
	32	260,800	303,300	364,900	431,000	541,900
	33	262,700	305,200	367,200	432,600	542,700
	34	264,700	307,300	369,200	435,000	543,500
	35	266,600	309,500	370,800	437,200	544,500
	36	268,600	311,400	372,200	439,600	545,400
	37	269,800	313,400	374,300	441,700	546,200
	38	271,400	315,100	376,400	443,900	547,100
	39	272,900	316,800	378,700	446,300	547,700
	40	274,400	318,400	380,900	448,600	548,200
	41	276,000	319,700	383,200	451,100	548,900
	42	277,100	321,700	385,200	453,300	549,600
	43	278,000	323,500	387,400	455,800	550,300
	44	279,000	325,600	389,500	458,200	550,800
	45	280,000	327,700	391,100	460,400	551,300
	46	280,900	329,700	393,100	462,400	552,000
	47	281,500	331,900	395,000	464,600	552,700
	48	282,200	334,200	397,000	466,800	553,300
	49	283,100	336,500	397,900	469,100	553,800

	50	283,600	338,800	399,800	471,200
	51	284,200	341,000	401,400	473,600
	52	284,800	343,000	403,300	475,900
	53	285,500	345,200	404,300	477,700
	54	286,100	346,800	405,900	479,300
	55	286,700	348,200	407,400	481,100
	56	287,300	349,400	409,200	482,900
	57	288,200	351,100	410,500	484,400
	58	289,300	353,100	412,300	485,500
	59	290,200	354,800	413,900	486,600
	60	291,600	356,900	415,500	487,700
	61	292,600	358,700	416,900	488,900
	62	294,000	360,600	418,500	490,000
	63	295,100	362,500	420,000	491,100
	64	296,200	364,300	421,700	492,200
	65	297,200	366,100	423,100	493,300
	66	298,300	368,000	424,100	494,400
	67	299,500	369,800	425,200	495,400
再任用	68	300,600	371,600	426,100	496,500
職員以	69	301,500	373,100	427,100	497,500
外の職	70	302,200	374,900	428,100	498,500
員	71	303,000	376,600	429,300	499,500
	72	303,800	378,400	430,200	500,600
	73	304,900	379,700	430,900	501,600
	74	306,000	381,300	431,700	502,600
	75	307,100	382,800	432,700	503,600
	76	308,200	384,400	433,800	504,600
	77	308,900	386,000	434,800	505,500
	78	309,900	387,800	435,800	506,400
	79	310,700	389,400	436,800	507,300
	80	311,600	391,100	437,800	508,200
	81	312,300	392,600	438,500	509,000
	82	313,200	394,100	439,400	509,800
	83	314,200	395,700	440,300	510,700
	84	315,100	397,300	441,100	511,500
	85	315,500	398,300	442,100	512,000
	86	316,200	399,700	442,900	512,700
	87	316,900	401,100	443,700	513,500
	88	317,800	402,400	444,600	514,400
	89	318,800	403,900	445,300	515,100
	90	319,600	405,000	445,800	515,900
	91	320,400	406,100	446,500	516,500
	92	321,100	407,300	446,900	516,900
	93	321,800	408,200	447,400	517,400
	94	322,600	409,300	447,900	518,000
	95	323,300	410,400	448,300	518,600
	96	324,000	411,400	448,700	519,100
	97	324,400	412,400	448,900	519,500
	98	324,800	413,400	449,300	
	99	325,200	414,400	449,600	
	100	325,600	415,300	449,900	
	101	325,900	416,200	450,300	
	102	326,300	417,200	450,600	
	103	326,700	418,200	450,900	
	104	327,100	419,200	451,200	
	105	327,600	419,800	451,400	

106	328,000	420,600	451,700		
107	328,500	421,300	452,000		
108	329,000	421,900	452,200		
109	329,400	422,400	452,400		
110	329,900	422,800	452,700		
111	330,300	423,100	453,000		
112	330,900	423,400	453,200		
113	331,200	423,600	453,400		
114	331,700	423,900			
115	332,100	424,200			
116	332,600	424,600			
117	332,900	424,800			
118	333,300	425,100			
119	333,800	425,400			
120	334,300	425,600			
121	334,500	425,800			
122	335,000	426,100			
123	335,500	426,400			
124	335,800	426,600			
125	336,000	426,800			
126	336,300				
127	336,800				
128	337,300				
129	337,500				
130	337,900				
131	338,400				
132	338,800				
133	339,000				
134	339,500				
135	340,000				
136	340,200				
137	340,500				
138	340,900				
139	341,300				
140	341,700				
141	342,200				
再任用 職員	253,600	300,300	318,200	384,600	480,300

備考 この表は、看護専門学校に勤務する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第七 研究職給料表(第四条関係)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額
	1	154,000	203,600	291,500	341,500	398,100	535,900
	2	155,100	206,200	294,000	343,800	401,100	539,000
	3	156,400	208,700	296,300	345,800	403,800	542,200
	4	157,500	211,300	298,700	347,800	406,600	545,400
	5	158,600	213,800	301,100	349,500	408,800	548,600
	6	159,900	216,200	303,000	351,200	411,500	551,000
	7	161,300	218,500	305,000	352,900	414,300	553,500
	8	162,600	220,800	306,800	354,200	417,100	555,900
	9	163,600	222,900	308,600	355,900	419,600	558,400
	10	165,400	225,300	311,100	358,000	422,300	560,100
	11	167,000	227,800	313,400	360,100	425,100	562,100
	12	168,700	230,200	316,000	362,100	427,900	564,000
	13	170,100	232,200	318,200	364,100	430,600	565,800
	14	172,000	234,700	320,600	366,100	433,400	567,100
	15	174,000	237,300	323,100	367,900	436,200	568,300
	16	176,000	239,700	325,800	369,900	439,000	569,300
	17	177,700	242,000	328,300	371,600	441,500	570,500
	18	179,800	244,800	330,500	373,600	444,200	571,200
	19	182,000	247,800	332,600	375,300	446,800	571,800
	20	184,000	250,800	334,600	377,300	449,400	572,400
	21	186,200	253,300	336,800	378,900	452,000	573,100
	22	188,400	256,100	338,400	380,900	454,700	
	23	190,700	258,700	339,900	382,700	457,300	
	24	192,900	261,400	341,300	384,600	459,900	
	25	195,000	264,000	343,200	386,000	462,100	
	26	197,200	266,400	345,200	387,800	464,500	
	27	199,400	268,800	347,000	389,700	467,000	
	28	201,500	271,000	348,900	391,700	469,600	
	29	203,700	273,500	350,800	393,400	472,200	
	30	205,200	275,700	352,600	395,400	474,700	
	31	207,100	277,600	354,100	397,300	477,300	
	32	208,800	279,700	355,800	399,300	479,800	
	33	210,600	281,400	357,100	400,900	482,200	
	34	212,600	283,400	358,500	402,700	484,700	
	35	214,500	285,500	359,800	404,400	487,100	
	36	216,500	287,300	361,400	406,200	489,700	
	37	218,000	289,300	362,600	407,400	492,100	
	38	220,000	290,400	364,000	409,000	494,700	
	39	221,900	291,600	365,300	410,400	497,200	
	40	223,800	292,900	366,700	411,900	499,700	
	41	225,700	294,100	367,400	413,300	502,100	
	42	227,600	294,800	368,500	414,600	504,300	
	43	229,600	295,400	369,800	416,200	506,600	
	44	231,500	296,100	370,900	417,800	508,800	
	45	233,300	296,900	372,000	419,200	510,600	
	46	235,200	298,000	373,200	420,500	512,100	
	47	237,100	299,100	374,600	422,100	513,700	
	48	238,900	300,200	375,700	423,700	515,300	
	49	240,500	301,500	376,800	425,100	517,000	

	50	242,400	302,700	378,200	426,500	518,500
	51	244,100	303,700	379,500	428,000	519,900
	52	245,800	304,600	380,800	429,500	521,400
	53	247,100	305,800	381,500	430,900	522,500
	54	248,800	306,800	382,600	432,300	523,800
	55	250,500	308,000	383,500	433,800	525,000
	56	252,000	308,900	384,500	435,200	526,200
	57	253,200	309,500	385,300	436,300	527,200
再任用	58	254,500	310,300	386,200	437,700	528,200
職員以	59	255,400	311,300	386,900	439,100	529,200
外の職	60	256,300	312,200	387,600	440,400	530,200
員	61	257,300	313,100	388,200	441,200	531,400
	62	258,300	314,300	388,900	442,200	532,300
	63	259,200	315,400	389,800	443,200	533,000
	64	260,100	316,500	390,800	444,100	533,700
	65	261,000	317,300	391,400	445,000	534,500
	66	261,900	318,500	392,200	445,800	535,300
	67	262,800	319,400	393,000	446,500	536,200
	68	263,400	320,400	393,800	447,300	537,000
	69	264,200	321,400	394,400	447,700	537,700
	70	265,500	322,500	395,200	448,300	538,500
	71	266,900	323,600	395,900	448,800	539,300
	72	268,100	324,700	396,600	449,300	540,200
	73	269,400	325,200	397,300	449,800	540,900
	74	270,800	326,200	397,900	450,500	541,700
	75	272,100	327,400	398,500	451,000	542,500
	76	273,100	328,500	399,300	451,500	543,300
	77	274,100	329,600	400,000	452,000	544,100
	78	275,300	330,600	400,600	452,600	
	79	276,500	331,600	401,200	453,100	
	80	277,400	332,500	401,800	453,600	
	81	278,600	333,600	402,400	454,100	
	82	279,900	334,400	403,000	454,800	
	83	281,100	335,200	403,700	455,300	
	84	282,100	336,000	404,300	455,800	
	85	283,200	336,500	404,800	456,300	
	86	284,300	337,000	405,300	456,900	
	87	285,400	337,500	405,800	457,400	
	88	286,400	338,000	406,500	457,900	
	89	287,200	338,300	406,900	458,400	
	90	288,500	338,800	407,400		
	91	289,500	339,400	408,000		
	92	290,700	339,900	408,700		
	93	291,600	340,200	409,100		
	94	292,700	340,600	409,600		
	95	293,700	341,100	410,100		
	96	294,700	341,600	410,800		
	97	295,000	342,100	411,200		
	98	295,900	342,600	411,800		
	99	296,700	343,100	412,300		
	100	297,600	343,700	413,000		
	101	298,500	344,200	413,400		
	102	299,200	344,700	413,900		
	103	299,900	345,200	414,400		
	104	300,600	345,700	415,100		
	105	301,400	346,200	415,500		

	106	301,900	346,600	416,100			
	107	302,400	347,100	416,600			
	108	302,900	347,500	417,300			
	109	303,100	348,100	417,700			
	110	303,500	348,500	418,200			
	111	303,800	349,000	418,700			
	112	304,100	349,400	419,400			
	113	304,400	349,900	419,800			
	114	304,700	350,300				
	115	305,000	350,800				
	116	305,400	351,200				
	117	305,700	351,700				
	118	306,100	352,200				
	119	306,400	352,600				
	120	306,800	353,000				
	121	307,100	353,400				
再任用 職員		222,700	264,900	290,300	333,700	393,600	535,700

備考 この表は、研究所等で人事委員会規則で定めるもの(以下「研究所等」という。)に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第八 医療職給料表(一)(第四条関係)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	259,700	346,500	410,000	483,000	580,100
	2	262,200	349,600	413,000	485,400	583,300
	3	264,800	352,500	415,600	487,600	586,400
	4	267,400	355,400	418,400	490,000	589,600
	5	269,600	358,200	420,900	492,200	592,600
	6	273,500	361,300	423,200	494,500	595,000
	7	277,400	364,400	425,400	496,700	597,500
	8	281,300	367,300	427,300	499,000	600,000
	9	285,000	369,800	429,600	501,000	602,200
	10	289,100	372,400	432,300	503,200	603,800
	11	293,200	375,200	435,000	505,300	605,300
	12	297,300	378,100	437,800	507,500	606,800
	13	301,100	381,000	440,200	509,600	608,400
	14	305,200	384,600	442,800	511,800	609,500
	15	309,100	387,700	445,200	513,900	610,600
	16	313,000	391,400	447,800	516,100	611,500
	17	316,700	394,900	449,800	518,200	612,800
	18	320,300	397,600	452,300	520,300	613,800
	19	323,900	400,200	454,700	522,300	614,800
	20	327,500	402,800	457,100	524,400	615,800
	21	331,200	405,600	458,600	526,200	616,900
	22	335,000	407,900	461,100	528,100	
	23	338,400	409,800	463,500	530,000	
	24	341,800	411,400	465,800	532,000	
	25	345,400	413,500	467,900	533,700	
	26	348,000	415,800	470,200	535,600	
	27	350,600	418,100	472,500	537,400	
	28	353,000	420,500	474,800	539,200	
	29	355,400	422,800	477,000	540,900	
	30	357,300	425,000	479,300	542,700	
	31	359,100	427,000	481,700	544,600	
	32	361,200	429,200	483,900	546,400	
	33	363,400	431,100	486,000	548,000	
	34	365,800	432,900	488,100	549,900	
	35	367,900	434,800	490,300	551,600	
	36	370,300	436,800	492,400	553,500	
	37	372,400	438,800	494,600	555,100	
	38	374,900	440,800	496,400	556,700	
	39	377,100	442,800	498,300	558,200	
	40	379,200	444,800	500,100	559,800	
	41	381,400	446,700	501,900	561,400	
	42	382,500	448,500	503,700	562,800	
	43	383,300	450,300	505,500	564,200	
	44	384,000	452,100	507,400	565,600	
	45	385,200	453,900	509,000	566,800	
再任用	46	386,700	455,800	510,800	567,800	
職員以	47	388,200	457,600	512,600	568,800	
外の職	48	389,700	459,400	514,500	569,900	
	49	390,900	461,200	516,100	570,900	

員	50	391,900	463,000	517,400	571,800	
	51	392,900	464,800	518,800	572,700	
	52	393,700	466,600	520,100	573,600	
	53	394,600	468,600	521,100	574,500	
	54	395,600	469,800	522,400	575,400	
	55	396,300	471,000	523,800	576,300	
	56	397,200	472,300	525,100	577,200	
	57	397,900	473,500	526,100	578,200	
	58	398,800	474,500	527,000	579,100	
	59	399,700	475,500	527,800	580,000	
	60	400,500	476,600	528,600	580,700	
	61	401,000	477,400	529,500	581,600	
	62	401,500	478,100	530,300	582,600	
	63	401,900	478,800	531,300	583,500	
	64	402,400	479,500	532,100	584,400	
	65	402,700	480,300	533,000	585,300	
	66		481,000	533,900	586,200	
	67		481,700	534,600	587,200	
	68		482,300	535,600	588,100	
	69		482,600	536,500	589,000	
	70		483,300	537,300	589,900	
	71		484,000	538,200	590,800	
	72		484,800	539,100	591,800	
	73		485,200	540,000	592,700	
	74		485,800	540,900	593,600	
	75		486,500	541,800	594,500	
	76		487,200	542,500	595,500	
	77		487,600	543,300	596,400	
	78		488,200	544,300	597,300	
	79		488,900	545,200	598,200	
	80		489,400	546,100	599,100	
	81		490,000	546,900	600,100	
	82		490,500	547,800		
	83		491,000	548,800		
	84		491,500	549,700		
	85		491,900	550,500		
	86		492,500	551,400		
	87		493,000	552,300		
	88		493,500	553,300		
	89		494,000	554,100		
	90		494,600			
	91		495,200			
	92		495,600			
	93		496,100			
	94		496,700			
	95		497,400			
	96		498,000			
	97		498,500			
再任用 職員		303,300	346,700	402,400	477,200	579,500

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第九 医療職給料表(二)(第四条関係)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	158,800	196,100	232,200	258,500	288,900	334,800	380,000	447,700
	2	160,300	197,700	233,900	259,600	290,800	336,900	382,800	450,400
	3	161,700	199,400	235,500	260,800	293,000	339,100	385,400	452,900
	4	163,100	201,000	237,200	262,100	295,000	341,400	388,200	455,600
	5	164,400	202,500	238,600	263,400	297,200	343,200	390,700	458,000
	6	166,200	204,100	240,200	264,600	299,300	345,500	393,400	460,600
	7	167,900	205,700	241,800	265,700	301,300	347,500	396,100	463,200
	8	169,600	207,300	243,400	266,800	303,300	349,800	398,800	465,700
	9	171,200	208,900	244,300	268,100	305,200	351,600	401,000	468,200
	10	173,000	210,600	245,800	268,800	307,100	353,800	403,400	470,600
	11	174,600	212,300	247,200	269,700	308,700	355,900	405,600	473,300
	12	176,400	214,000	248,300	270,500	310,400	358,100	407,900	475,800
	13	177,900	215,400	249,900	271,700	312,400	359,600	410,000	478,300
	14	179,700	217,100	251,200	272,800	314,400	361,700	412,100	479,800
	15	181,700	218,700	252,400	274,000	316,500	363,600	414,100	481,200
	16	183,500	220,400	253,700	275,100	318,600	365,700	416,300	482,500
	17	185,400	221,800	254,600	276,700	320,600	367,500	418,100	483,700
	18	187,000	223,400	255,800	278,400	322,700	369,600	420,100	485,100
	19	188,800	225,200	256,900	280,200	324,800	371,600	422,100	486,400
	20	190,700	226,900	258,000	281,900	327,000	373,700	424,200	487,700
	21	192,200	228,200	259,500	283,600	328,800	375,500	426,100	489,000
	22	193,700	229,800	260,300	285,400	330,900	377,500	427,700	490,400
	23	195,300	231,200	261,200	287,100	332,700	379,700	429,400	491,800
	24	196,800	232,800	262,100	288,800	334,700	381,800	430,900	493,100
	25	198,500	234,000	263,200	290,500	336,500	383,300	432,400	494,500
	26	199,800	235,400	264,300	292,200	338,400	385,100	433,800	495,800
	27	201,300	236,700	265,400	294,100	340,500	387,000	435,100	497,300
	28	202,800	238,000	266,600	295,700	342,500	388,700	436,400	498,700
	29	204,300	239,200	268,100	297,200	343,900	390,600	437,800	500,100
	30	205,500	240,500	269,700	298,800	345,700	392,100	439,000	501,200
	31	206,800	242,100	271,400	300,400	347,400	393,700	440,200	502,400
	32	208,200	243,400	272,900	302,200	349,300	395,500	441,300	503,500
	33	209,600	244,400	274,200	303,900	351,000	396,800	442,600	504,600
	34	211,000	245,800	276,000	305,700	352,900	398,100	443,800	505,500
	35	212,400	246,700	277,600	307,500	354,800	399,500	445,000	506,500
	36	213,800	247,900	279,200	309,400	356,700	400,700	446,300	507,400
	37	214,900	249,200	280,700	310,700	358,500	401,800	447,600	508,400
	38	216,300	250,400	282,200	312,400	360,200	403,000	448,400	
	39	217,600	251,500	283,900	314,000	361,900	404,200	448,800	
	40	218,900	252,600	285,300	315,600	363,600	405,300	449,500	
	41	220,100	253,700	286,500	317,300	364,900	406,100	450,000	
	42	221,300	254,700	287,900	319,100	366,000	406,900	450,500	
	43	222,500	255,600	289,500	320,700	367,200	407,800	450,900	
	44	223,700	256,400	291,000	322,500	368,400	408,600	451,300	
	45	224,900	257,500	292,600	323,400	369,700	409,000	451,700	
	46	226,000	258,900	294,300	324,800	370,500	409,600	452,100	
	47	227,000	260,200	296,000	326,300	371,700	410,100	452,500	
	48	228,000	261,400	297,700	328,000	372,800	410,500	452,800	
	49	229,000	263,000	298,900	329,400	373,900	410,900	453,100	

再任用 職員以 外の職 員	50	229,900	264,400	300,500	330,800	374,900	411,200	453,500
	51	230,800	265,600	301,900	332,000	375,900	411,500	453,800
	52	231,700	266,900	303,500	333,300	376,900	411,900	454,100
	53	232,000	267,900	304,800	334,400	377,800	412,200	454,500
	54	232,900	269,200	306,400	335,500	378,600	412,500	454,900
	55	233,500	270,500	307,800	336,600	379,500	412,800	455,200
	56	234,300	271,700	309,400	337,600	380,400	413,100	455,500
	57	235,000	272,500	310,400	338,100	380,900	413,400	455,800
	58	235,700	273,700	311,600	339,000	381,700	413,700	456,200
	59	236,300	274,900	312,800	339,900	382,600	414,000	456,500
	60	237,000	276,100	314,300	340,800	383,400	414,400	456,800
	61	237,700	277,000	315,600	341,600	383,800	414,600	457,100
	62	238,300	278,100	316,800	341,900	384,500	414,900	457,500
	63	238,900	279,200	318,200	342,500	385,200	415,200	457,800
	64	239,600	280,400	319,400	343,200	385,900	415,500	458,100
	65	240,200	281,200	320,800	343,900	386,400	415,700	458,400
	66	240,900	282,300	321,600	344,600	387,000	416,100	
	67	241,700	283,200	322,500	345,300	387,700	416,400	
	68	242,400	284,400	323,300	346,000	388,300	416,700	
	69	243,000	285,400	323,900	346,700	388,700	416,900	
	70	243,600	286,400	324,600	347,200	389,200	417,200	
	71	244,200	287,500	325,300	347,900	389,700	417,500	
	72	244,700	288,700	325,900	348,500	390,200	417,800	
	73	245,400	289,300	326,700	348,800	390,900	418,000	
	74	246,100	290,000	326,900	349,400	391,400	418,300	
75	246,800	290,500	327,500	349,900	392,000	418,600		
76	247,300	291,300	328,100	350,500	392,600	418,900		
77	247,700	292,100	328,700	351,000	393,100	419,100		
78	248,200	292,800	329,200	351,500	393,600	419,400		
79	248,700	293,400	329,700	352,100	394,100	419,700		
80	249,000	294,000	330,200	352,500	394,600	420,000		
81	249,300	294,700	330,900	352,800	395,000	420,200		
82	249,700	295,200	331,400	353,100	395,500	420,600		
83	250,000	295,600	331,800	353,500	395,900	420,900		
84	250,300	296,000	332,300	353,800	396,300	421,200		
85	250,600	296,200	332,800	354,300	396,700	421,400		
86		296,400	333,200	354,600	397,200	421,700		
87		296,700	333,400	354,900	397,600	422,000		
88		296,900	333,800	355,200	398,000	422,300		
89		297,300	334,200	355,600	398,400	422,500		
90		297,500	334,600	355,900	399,000			
91		297,700	335,100	356,400	399,400			
92		297,900	335,500	356,700	399,800			
93		298,300	335,800	357,100	400,200			
94		298,500	336,000	357,400				
95		298,700	336,400	357,700				
96		299,000	336,700	358,000				
97		299,400	336,900	358,300				
98		299,700	337,200	358,700				
99		299,900	337,500	359,100				
100		300,200	337,800	359,500				
101		300,500	338,000	360,000				
102		300,700	338,300	360,400				
103		301,000	338,700	360,900				
104		301,300	338,900	361,300				
105		301,600	339,100	361,800				

	106			339,400					
	107			339,800					
	108			340,000					
	109			340,200					
	110			340,600					
	111			341,000					
	112			341,400					
	113			341,600					
再任用 職員		193,200	220,500	249,300	263,100	288,900	330,500	373,800	436,700

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する獣医師、薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第十 医療職給料表(三)(第四条関係)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
	1	174,000	201,700	249,400	272,100	295,300	338,000	383,100
	2	175,400	203,700	251,300	273,000	297,000	340,200	385,700
	3	176,900	205,700	253,100	273,900	298,600	342,200	388,500
	4	178,400	207,700	255,000	274,800	300,400	344,500	391,200
	5	179,800	209,800	256,400	275,400	302,100	346,500	393,400
	6	181,400	211,900	257,700	276,400	303,900	348,700	395,900
	7	182,900	214,100	258,900	277,100	305,700	350,800	398,200
	8	184,400	216,300	260,200	278,000	307,400	353,000	400,600
	9	185,700	218,300	261,000	279,100	309,100	354,500	402,600
	10	187,400	219,800	261,900	279,800	310,800	356,600	404,800
	11	189,000	221,200	262,900	280,800	312,100	358,500	407,000
	12	190,600	222,400	263,700	281,800	313,400	360,600	409,400
	13	192,000	223,800	264,800	282,800	315,000	362,500	411,300
	14	194,000	225,300	265,800	283,900	316,600	364,600	413,400
	15	196,100	226,800	266,600	284,900	318,500	366,800	415,600
	16	198,100	228,000	267,600	286,000	320,300	368,800	417,900
	17	200,200	229,500	268,100	287,300	322,000	370,900	419,900
	18	202,200	231,000	269,000	288,600	323,700	372,900	422,200
	19	204,300	232,600	269,800	289,600	325,400	375,100	424,400
	20	206,300	234,100	270,600	290,800	327,200	377,200	426,600
	21	208,400	235,200	271,600	292,400	328,600	379,000	428,500
	22	210,300	237,000	272,300	294,000	330,100	381,100	430,500
	23	212,500	238,700	273,200	295,300	331,700	383,300	432,300
	24	214,600	240,300	274,000	296,700	333,200	385,300	434,300
	25	216,300	241,700	275,000	297,800	334,600	387,400	436,000
	26	217,600	243,400	275,900	299,400	336,100	389,000	437,700
	27	218,800	245,100	276,800	301,200	337,600	391,000	439,400
	28	220,200	246,900	277,800	302,700	339,300	392,900	441,000
	29	221,400	248,500	279,000	303,700	340,400	394,800	442,400
	30	222,500	250,000	280,300	305,200	341,900	396,500	443,700
	31	223,800	251,300	281,800	306,600	343,300	398,400	445,300
	32	225,000	252,400	283,100	308,100	344,900	400,300	446,900
	33	226,300	253,400	284,700	309,600	346,500	402,000	448,600
	34	227,600	254,600	286,100	311,100	348,100	403,800	450,300
	35	229,000	255,500	287,300	312,700	349,700	405,600	451,700
	36	230,300	256,500	288,600	314,400	351,200	407,300	453,100
	37	231,400	257,200	290,100	315,700	353,000	409,000	454,200
	38	232,900	258,300	291,300	317,100	354,600	410,700	455,600
	39	234,200	259,200	292,800	318,600	356,100	412,600	456,900
	40	235,600	260,200	294,000	320,200	357,800	414,400	458,300
	41	236,500	260,600	295,000	321,700	359,000	415,900	459,400
	42	238,000	261,500	296,300	323,200	360,600	417,500	460,100
	43	239,300	262,300	297,700	324,600	362,100	419,000	460,900
	44	240,700	263,100	299,100	326,100	363,500	420,400	461,500
	45	242,000	263,900	300,400	327,000	365,200	421,500	462,400
	46	243,400	264,600	301,900	328,400	366,200	422,600	463,200
	47	244,700	265,500	303,400	329,800	367,700	423,700	464,000
	48	246,100	266,300	304,900	331,400	369,000	425,000	464,800
	49	247,000	267,200	306,100	332,500	370,500	426,300	465,500

	50	248,100	268,100	307,400	333,900	371,900	427,400	466,200
	51	249,100	269,000	308,600	335,300	373,200	428,600	466,900
	52	250,200	270,000	310,100	336,600	374,700	429,800	467,800
	53	250,900	271,200	311,500	338,000	376,200	431,000	468,600
	54	251,900	272,400	312,800	339,500	377,400	432,000	469,400
	55	252,800	273,700	314,300	340,900	378,600	433,200	470,100
	56	253,700	275,000	315,700	342,200	379,800	434,300	470,800
	57	254,500	276,500	316,500	343,100	380,900	435,400	471,700
	58	255,500	278,000	317,700	344,500	381,800	435,900	
	59	256,100	279,400	319,000	345,700	382,900	436,500	
	60	256,900	280,900	320,400	347,000	383,900	436,900	
	61	257,700	282,200	321,500	348,200	384,500	437,600	
	62	258,600	283,500	322,900	349,100	385,300	438,100	
	63	259,400	285,000	324,200	350,300	386,200	438,500	
	64	260,200	286,100	325,400	351,600	387,000	439,000	
	65	260,900	287,200	326,800	352,800	387,700	439,600	
	66	261,600	288,600	328,100	354,000	388,400	440,000	
	67	262,500	289,900	329,400	355,200	389,200	440,300	
	68	263,200	291,200	330,800	356,400	389,900	440,600	
	69	264,000	292,400	331,500	357,400	390,600	441,000	
	70	264,800	293,900	332,600	358,400	391,200	441,400	
	71	265,700	295,400	333,700	359,500	391,900	441,800	
	72	266,800	296,900	334,600	360,700	392,500	442,100	
	73	268,100	297,900	336,000	361,500	393,200	442,500	
	74	269,400	299,300	336,700	362,600	393,700	442,900	
	75	270,500	300,500	337,800	363,700	394,300	443,200	
	76	271,700	301,900	339,000	364,900	394,900	443,500	
	77	272,600	303,300	340,200	365,600	395,300	443,900	
	78	273,600	304,600	341,400	366,400	395,900	444,300	
	79	274,800	305,900	342,500	367,200	396,400	444,600	
	80	275,900	307,200	343,800	367,900	396,700	444,900	
	81	276,800	307,700	344,900	368,500	397,000	445,300	
	82	277,700	308,900	346,000	369,000	397,500	445,700	
	83	278,700	310,100	347,000	369,700	397,900	446,100	
	84	279,700	311,300	348,200	370,200	398,200	446,400	
	85	280,500	312,400	349,100	370,800	398,500	446,800	
	86	281,300	313,700	350,100	371,300	399,100	447,200	
	87	282,200	314,900	351,000	371,900	399,600	447,500	
	88	283,100	316,000	352,100	372,400	400,000	447,800	
	89	284,000	317,300	353,100	372,800	400,300	448,200	
	90	284,900	318,600	353,900	373,200	400,700	448,600	
	91	285,700	319,800	354,700	373,900	401,200	448,900	
	92	286,700	321,000	355,500	374,400	401,600	449,200	
	93	287,600	321,800	356,100	374,700	402,000	449,600	
	94	288,700	322,600	356,800	375,200		450,000	
	95	289,600	323,300	357,500	375,600		450,400	
	96	290,600	323,900	358,100	375,900		450,700	
	97	291,200	324,600	358,500	376,500		451,100	
	98	292,000	324,900	358,900	377,000			
	99	292,700	325,500	359,400	377,500			
	100	293,600	326,200	359,800	378,100			
	101	294,400	326,700	360,300	378,700			
	102	295,200	327,300	360,800	379,200			
	103	296,000	327,900	361,300	379,700			
	104	296,900	328,500	361,700	380,100			
	105	297,600	328,900	362,000	380,700			

再任用
職員以
外の職
員

106	298,100	329,400	362,500	381,200
107	298,600	329,900	362,900	381,700
108	299,100	330,400	363,200	382,300
109	299,300	330,900	363,700	382,900
110	299,600	331,300	364,200	383,300
111	299,800	331,600	364,700	383,800
112	300,200	331,900	365,300	384,300
113	300,500	332,300	365,800	384,900
114	300,700	332,700	366,300	
115	301,200	333,100	366,800	
116	301,500	333,400	367,200	
117	301,800	333,600	367,600	
118	302,100	333,900	368,000	
119	302,400	334,300	368,500	
120	302,800	334,500	369,000	
121	303,100	334,700	369,500	
122	303,500	335,100	370,000	
123	303,800	335,400	370,500	
124	304,200	335,700	371,000	
125	304,400	335,900	371,300	
126	304,600	336,200		
127	304,900	336,600		
128	305,400	336,800		
129	305,600	337,000		
130	305,900	337,200		
131	306,300	337,600		
132	306,700	337,800		
133	306,900	338,100		
134	307,200	338,500		
135	307,600	338,900		
136	307,900	339,400		
137	308,100	339,700		
138	308,400	340,100		
139	308,800	340,500		
140	309,100	340,900		
141	309,400	341,200		
142	309,800	341,600		
143	310,200	341,900		
144	310,500	342,300		
145	310,700	342,600		
146	310,900	343,000		
147	311,200	343,400		
148	311,600	343,900		
149	311,800	344,200		
150	312,000	344,600		
151	312,300	345,000		
152	312,600	345,400		
153	313,000	345,700		
154	313,200			
155	313,400			
156	313,800			
157	314,100			
158	314,400			
159	314,700			
160	315,000			
161	315,400			

	162	315,700						
	163	316,000						
	164	316,300						
	165	316,700						
	166	317,000						
	167	317,300						
	168	317,600						
	169	318,100						
再任用 職員		240,700	261,500	268,900	279,300	296,000	334,000	379,500

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第十一 福祉職給料表(第四条関係)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	168,000	218,000	264,100	285,300	326,900	371,600
	2	169,300	219,800	265,600	286,700	329,100	374,300
	3	170,500	221,600	267,100	288,400	331,500	376,700
	4	171,700	223,300	268,600	289,700	333,700	379,400
	5	172,600	225,100	269,500	291,200	336,000	381,300
	6	174,200	226,900	270,800	293,200	338,000	383,900
	7	175,600	228,800	272,200	295,000	340,300	386,300
	8	177,000	230,500	273,500	297,100	342,500	388,800
	9	178,300	232,200	274,700	299,000	344,500	391,300
	10	179,700	233,800	275,900	301,100	346,700	394,000
	11	181,100	235,200	277,200	303,200	348,800	396,700
	12	182,600	236,600	278,100	305,300	351,000	399,500
	13	184,000	238,100	279,200	306,700	352,900	401,900
	14	185,300	239,700	280,600	309,000	354,900	404,300
	15	186,800	241,400	282,000	311,100	357,000	406,500
	16	188,100	243,000	283,400	313,200	359,000	409,000
	17	189,600	244,400	285,100	315,200	360,800	410,800
	18	191,200	246,100	286,900	317,200	362,800	412,900
	19	192,900	247,600	288,600	319,000	364,600	414,800
	20	194,500	249,100	290,100	320,700	366,600	416,700
	21	195,800	250,000	291,600	322,700	368,500	418,600
	22	197,400	251,300	293,500	324,800	370,500	420,500
	23	199,200	252,600	294,900	327,100	372,500	422,300
	24	200,800	254,000	296,600	329,200	374,500	424,200
	25	202,400	255,300	298,300	331,300	376,500	426,100
	26	204,200	256,900	299,800	333,300	378,500	427,600
	27	206,000	258,500	301,600	335,500	380,500	429,200
	28	207,800	260,100	303,200	337,500	382,600	430,800
	29	209,600	261,500	304,300	339,400	384,100	432,400
	30	211,000	262,900	305,700	341,500	385,900	433,800
	31	212,600	264,000	307,200	343,400	387,800	435,100
	32	214,000	265,300	308,600	345,600	389,400	436,300
	33	215,200	266,600	310,200	347,200	391,300	437,600
	34	216,600	267,700	311,800	349,200	392,700	438,900
	35	217,900	269,000	313,300	351,000	394,200	440,200
	36	219,000	270,000	315,000	353,000	395,900	441,400
	37	220,300	271,300	316,500	354,200	397,300	442,700
	38	221,700	272,500	318,100	356,100	398,500	443,500
	39	223,100	273,700	319,500	358,100	399,800	444,300
	40	224,600	274,900	321,100	359,900	400,900	445,100
	41	225,600	276,400	322,500	361,900	402,000	445,700
	42	226,800	277,900	324,100	363,700	403,300	446,500
	43	227,900	279,400	325,600	365,600	404,500	447,200
	44	229,200	280,900	327,200	367,300	405,600	447,900
	45	230,000	282,500	328,200	369,200	406,300	448,700
	46	231,100	284,100	329,400	370,600	407,000	449,500
	47	232,000	285,600	330,600	372,100	407,800	449,900
	48	233,000	287,100	331,900	373,600	408,500	450,700
	49	233,700	288,600	332,900	374,600	409,100	451,200

	50	234,600	290,000	333,900	375,700	409,700	451,600
	51	235,700	291,500	334,800	376,800	410,200	452,000
	52	236,500	292,900	335,900	378,000	410,600	452,400
	53	237,000	294,100	336,800	378,900	411,000	452,800
	54	238,100	295,200	337,500	379,500	411,300	453,200
	55	238,700	296,400	338,300	380,300	411,600	453,600
	56	239,300	297,800	339,100	381,100	412,000	453,900
	57	240,100	299,200	339,800	382,000	412,300	454,200
	58	240,800	300,600	340,300	382,800	412,600	454,700
	59	241,700	302,200	340,900	383,600	412,900	455,000
	60	242,400	303,700	341,400	384,400	413,200	455,300
	61	243,200	304,800	341,900	385,300	413,500	455,600
	62	243,800	306,400	342,100	386,000	413,800	
	63	244,400	307,600	342,700	386,800	414,100	
	64	244,900	309,100	343,300	387,500	414,400	
	65	245,800	310,300	343,700	387,800	414,700	
	66	246,800	311,600	344,200	388,400	415,000	
	67	247,800	312,700	344,700	389,000	415,300	
	68	248,700	314,100	345,200	389,700	415,600	
	69	249,800	314,800	345,700	390,100	415,800	
	70	250,900	315,900	346,200	390,900	416,200	
	71	251,800	317,100	346,600	391,500	416,500	
	72	252,500	318,400	347,100	392,100	416,800	
	73	253,100	319,700	347,300	392,500	417,000	
再任用	74	254,200	320,400	347,900	393,100	417,300	
職員以	75	255,200	321,100	348,400	393,700	417,600	
外の職	76	256,000	321,700	348,900	394,300	417,800	
員	77	256,800	322,600	349,200	394,800	418,000	
	78	257,800	323,300	349,600	395,300	418,300	
	79	258,800	324,000	350,100	395,800	418,600	
	80	259,600	324,700	350,500	396,400	418,800	
	81	260,500	325,000	350,700	396,900	419,000	
	82	261,100	325,300	351,000	397,300	419,300	
	83	261,900	325,900	351,500	397,700	419,600	
	84	262,800	326,200	351,900	398,100	419,800	
	85	263,400	326,700	352,300	398,300	420,000	
	86	264,200	327,000	352,600	398,500		
	87	264,900	327,400	353,100	398,800		
	88	265,800	327,700	353,500	399,200		
	89	266,400	328,200	353,800	399,400		
	90	267,300	328,600	354,200	399,700		
	91	268,100	328,900	354,600	400,000		
	92	268,900	329,200	354,800	400,200		
	93	269,300	329,700	355,100	400,400		
	94	270,000	330,100				
	95	270,500	330,300				
	96	271,300	330,800				
	97	272,000	331,200				
	98	272,700	331,600				
	99	273,400	332,000				
	100	274,100	332,400				
	101	274,600	332,600				
	102	275,100	332,900				
	103	275,600	333,200				
	104	276,100	333,500				
	105	276,300	333,900				

106	276,500	334,100				
107	276,800	334,400				
108	277,100	334,800				
109	277,500	335,300				
110	277,800	335,600				
111	278,200	336,000				
112	278,500	336,300				
113	278,800	336,600				
114	279,100	337,000				
115	279,400	337,300				
116	279,900	337,500				
117	280,200	337,700				
118	280,500	338,000				
119	280,900	338,400				
120	281,300	338,800				
121	281,500	339,000				
122	281,700					
123	282,100					
124	282,400					
125	282,600					
126	282,900					
127	283,300					
128	283,800					
129	284,000					
130	284,400					
131	284,800					
132	285,100					
133	285,300					
134	285,600					
135	286,000					
136	286,300					
137	286,500					
138	286,800					
139	287,100					
140	287,400					
141	287,600					
142	287,800					
143	288,100					
144	288,400					
145	288,800					
146	289,000					
147	289,300					
148	289,600					
149	289,900					
150	290,100					
151	290,400					
152	290,600					
153	290,900					
再任用 職員	206,300	246,800	261,400	295,300	322,700	365,400

備考 この表は、児童福祉施設等で人事委員会規則で定めるもの（以下「児童福祉施設等」という。）に勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第二条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年愛知県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号	給料月額 円
1	407,000
2	466,000
3	528,000
4	610,000
5	709,000
6	809,000

第五条第二項の表を次のように改める。

号	給料月額 円
1	339,000
2	375,000
3	403,000

第六条第二項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十五」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年愛知県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号	給料月額 円
1	385,000
2	432,000
3	483,000
4	545,000
5	622,000
6	727,000
7	849,000

第九条第三項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十五」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第一条の規定（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第二十一条第二項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定、第二条の規定（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第六条第二項の改正規定を除く。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第三条の規定（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第九条第二項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は令和四年四月一日から、第一条の規定（給与条例第二十一条第二項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第二条の規定（任期付研究員条例第六条第二項の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第三条の規定（任期付職員条例第九条第二項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は同年六月一日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第一条の規定による改正後の給与条例、第二条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第三条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の給与条例、第二条の規定による改正前の任期付研究員条例又は第三条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第一条の規定による改正後の給与条例、第二条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第三条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

愛知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第五十六号

愛知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

愛知県公営企業の設置等に関する条例（昭和五十五年愛知県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「水道料金等」を「水道料金等又は手数料」に改め、同条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。

(手数料)

第十二条 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第百十五条（同法第百十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に關す

る契約を締結する者は、別表第五に定める額の手数料を、管理者の指定する日までに納付しなければならない。

2 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十八条第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、別表第六に定める額の手数料を、その申請の都度又は管理者の指定する日までに納付しなければならない。

3 管理者は、貧困、災害その他特別の理由がある者に対しては、別表第五に規定する手数料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を延期することができる。

4 行政不服審査法第三十八条第一項の規定による交付を行う者は、貧困その他特別の理由がある者に対しては、別表第六に規定する手数料の全部又は一部を免除することができる。

5 納付された手数料は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

別表第三中「平成三十七年度」を「令和七年度」に改める。

別表第四の次に次の二表を加える。

別表第五（第十二条関係）

手数料の名称	区 分	単 位	手 数 料 の 額 (単位円)
行政機関 等匿名加工 情報提供 手数料	個人情報の保護に関する法律第一百五十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者	一件につき	二、一〇〇円に次に掲げる額の合計額を加算した額 一 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間（時間）に五〇円につき九 二 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）
	個人情報の保護に関する法律第一百五十五条（同法第一百八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者	一件につき	一、六〇〇
	その他の者	一件につき	個人情報の保護に関する法律第一百五十五条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が納付しなければならない額と同額

別表第六（第十二条関係）

手数料の 名称	区 分	単 位	手 数 料 (単 位 円) 額
料交の提出書類 付写し等類 手数	白黒	一枚につき	一〇
	カラー	一枚につき	二〇

備考 用紙の両面に印刷された写し等を交付する場合については、片面を一枚として計算する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十一条の次に一条を加える改正規定中第十二条第一項及び第三項に係る部分並びに別表第四の次に二表を加える改正規定中別表第五に係る部分は、令和五年四月一日から施行する。

愛知県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第五十七号

愛知県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

愛知県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年愛知県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第七項中「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項を同条第九項とし、同条第五項に次のただし書を加える。

ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を選付することができる。

第八条第五項を同条第八項とし、同条第四項中「手数料」の下に「（別表第五に規定する手数料を除く。）」を加え、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 行政不服審査法第三十八条第一項の規定による交付を行う者は、貧困その他特別の理由がある者に対しては、別表第五に規定する手数料の全部又は一部を免除することができる。

第八条第三項の次に次の二項を加える。

4 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第百十五条（同法第百十八条第一二項において準用する場合を含む。）の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者は、別表第四に定める額の手数料を、管理者の指定する日までに納付しなければならない。

5 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十八条第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、別表第五に定める額の手数料を、その申請の都度又は管理者の指定する日までに納付しなければならない。

別表第三の次に次の二表を加える。

別表第四（第八条関係）

手数料の名称	区 分	単 位	手 数 料 の 額 (単位円)
行政機関等匿名加工情報提供手数料	個人情報の保護に関する法律第一百五十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者	一件につき	二一、〇〇〇円に次に掲げる額の合計額を一を加算した額 （当該委託をする場合に限る。）
	個人情報の保護に関する法律第一百五十五条（同法第一百八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者	一件につき	一三、六〇〇
	その他の者	一件につき	個人情報の保護に関する法律第一百五十五条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が納付しなければならない手数料の額と同額

別表第五（第八条関係）

手数料の名称	区 分	単 位	手 数 料 の 額 (単位円)
提出書類の写し等類	白黒	一枚につき	一〇
	カラー	一枚につき	二〇

備考 用紙の両面に印刷された写し等を交付する場合には、片面を一枚として計算する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第八条第三項の次に二項を加える改正規定中同条第四項に係る部分及び別表第三の次に二表を加える改正規定中別表第四に係る部分は、令和五年四月一日から施行する。

ヤードにおける盗難自動車の解体の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布す

る。

令和四年十二月二十三日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第五十八号

ヤードにおける盗難自動車の解体の防止に関する条例の一部を改正する条例

ヤードにおける盗難自動車の解体の防止に関する条例（令和元年愛知県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「、当該各号」を「当該各号」に、「受ける方法」を「受け、当該書類に記載され、又は記録された事項」に改め、同条第二項中「、委任状」を「委任状」に、「受ける方法」を「受け、当該書類に記載された事項」に改める。

附 則

この条例は、令和五年一月一日から施行する。